

不平等体制と累進税

— トマ・ピケティ『資本とイデオロギー』をめぐって —

尾 上 修 悟

1. はじめに

トマ・ピケティ (Thomas Piketty) は、あの世界的ベストセラーとなった『21世紀の資本』に続いて、2019年に1200ページほどの大著『資本とイデオロギー』*を著した。一体彼は、この稀に見る大著の中で何を論じ、何を訴えようとしたのか。本稿の目的は第1に、この点を筆者の問題関心に引き寄せながら、ピケティの行論に即して明らかにすることにある。その意味で本稿は、ブックレビュー・アーティクルの形をとっている。

* Piketty, T., *Capital et idéologie*, Seuil, 2018.

では、なぜ筆者は本書に注目したのか。それがたんに、ピケティの最新書だからという訳ではない。筆者が同書を読み込んでいく中で、彼の主張することが今こそ実践されるべきではないかと強く意識したからである。今日の新型コロナウイルス感染による様々な危機から、我々はいかにして脱することができるか。この問いに対して1つの解決の道筋を、本書はそうした危機以前に示唆していた。筆者にはそのように思えたのである。この点については本稿の最後で論じることにした。

なお、本書の引用箇所は、本文中（ ）内で示されている。

2. ピケティの問題意識と分析視点

ピケティは、本書でかなり長い序論を設け、同書が何を問題にし、それをどのような視点で分析するかを提示している。そこで最初に、彼の問題意識と分析視点を明らかにしておきたい。筆者はそこに、4つの大きな分析視点を見ることができる。以下で各々について検討することにしてしよう。

2-1. 体制としての不平等

ピケティはまず、各々の歴史的時期における人間社会の中で、不平等がそれ自体存在するものとして正当化されてきたと認識する。(pp.13-14) この点は、現代においても同様である。とくに現代社会においては有産主義、企業主義、並びに能力主義が問題とされる。その際にやはり、不平等は正当であるとみなされる。なぜなら、そこでは各人が同じチャンスを持っており、かれらは自由に選択されたプロセスを辿るからである。この場合のチャンスは、市場や財産にアクセスするチャンスを表す。このようにして1980年代以降、世界の至る所で社会的かつ経済的な不平等が進展したのである。

では、そうした不平等の正当化は各々の時期で、どうして可能となったのか。そこでは、経済的、社会的、並びに政治的な不平等を組織化するような1つの体制が作り上げられていた。この体制こそが、不平等を正当化する根拠となった。ピケティはこのように捉える。それゆえ彼は、本書はそうした不平等体制の歴史をその分析対象にすることを謳う。(p.15) ここで不平等体制は分析概念として登場するのである。その際にピケティは、この体制の中味を広義に把握する。(p.19) それは政治体制や所有権体制を包み込むだけでなく、教育体制と租税体制をも含む。こうした総合的な体制としての不平等が、構造的で永続的な関係を歴史的につくり上げてきた。ピケティの問題意識はまず、この点に求められる。

2-2. イデオロギーとしての不平等

第2にピケティは、不平等をイデオロギー的かつ政治的なものとして捉える。(pp.20-21) この点は、彼が歴史的事実に即して導いたものである。市場、賃金、資本などの経済的な諸事象は、それ自体として存在しているものではない。それらは明らかに、社会的・歴史的につくり出されたものである。このことは同時に、そうした経済的事象が実は法制的、財政的、教育的、並びに政治的なシステムに完全に依存していることを意味する。

このようにピケティは、不平等に関する論点を、たんに経済的問題に閉じ込めることをしない。彼にとって不平等問題はむしろ、政策に直接反映される政治イデオロギーの問題として考察される。そこで彼は、2つの異なる立場の考えを排す。1つは保守派の考えである。かれらは、不平等を自然で客観的な根拠を持つものとみなす。そして驚くべきことに、歴史的に異なる社会のエリート層も、そうした考えを追認してきた。しかしピケティは、歴史的経験は、そうした考えと全く正反対のことを示していると唱える。不平等は、決して自然で客観的なものとして現れたのではない。それは、歴史的かつ地理的に大きく変容してきたのである。

もう1つの考えは、マルキシストのそれである。よく知られているように、マルクスのエピゴーネンとしてのマルキシストは、経済力と生産関係の状態が、機会的に社会のイデオロギー的な上部構造を決定するという教義を掲げてきた。こうした経済決定論に対してピケティは反論する。(p.21) 彼は、イデオロギーと政治の領域は真に自律的であるとみなす。経済的、社会的、並びに政治的なシステムを構造化すると共に、所有権の関係を規定し、さらには租税体制と教育体制を組織化する上で様々な仕方がある。それによって多様な不平等体制が歴史的に存在する。その際に果す政治イデオロギーの役割が重視されねばならない。ピケティはこのように主張する。実際に彼は、本書が、イデオロギーと政治的信条に関する歴史的資料に支えられていることを示す。

2-3. 累進税の歴史認識

では、以上に見たような不平等体制を解消する、あるいは少なくとも和らげるにはどうすればよいか。ピケティは、その明確な1つの手段として財政的再分配、とりわけ租税システムの累進化を唱える。実はこの分析視点は、20年以上も前に出版された彼の著作⁽¹⁾以来一貫して設けられている。その際に我々がとくに留意すべき点は、彼がそうした租税の累進化すなわち累進税を、財政資金移転という理論的な枠組の中で提示するだけでなく、実際の歴史的事実から引き出された1つの教訓として論じている点にある。(pp.48-49) 累進税のシステムは、最も高い所得と資産に対して、それほど高くない所得と資産に対してよりもはるかに高い税金を課すことに基づく。そして銘記すべき点は、このシステムの大規模な発展が20世紀に実際に見られ、そのことが不平等を減少させるのに非常に貢献したという点である。累進税のこうした歴史から我々は学習しなければならない。

ピケティはこのような、累進税の歴史認識という視点に立って現代の問題点をあぶり出す。(pp.50-51) 1980年代に、レーガン (Reagan) 米国大統領とサッチャー (Thatcher) 英国首相によって推進された「保守的革命」は、租税の累進化と不平等の変化に極めて大きなインパクトを与えた。それは、租税の累進性の低下と不平等の前代未聞の増大をもたらしたのである。しかもこのことは、グローバル・レベルで展開された。さらにそうした革命は、それほど高くない所得の人々 (中流階級とりわけ庶民) に多大な負の効果を与えた。かれらは、社会から見捨てられたという思いを爆発させる。イギリスの Brexit や米国のトランプ (Trump) 現象は、まさにその典型であった。人々はアイデンティティの復活を訴えると共に、ナショナリズム (外国人嫌悪) を高揚させたのである。

こうした危機的な状況の中で、それを克服するためにはどうしたらよいか。ピケティはそこで、より大胆な累進税のシステムを20世紀に成し遂げたことを思い起こしながら、それを21世紀に入って再び導入することを強く訴える。実際に1980年代以降に促進された自由な資本移動は、保守的な租税革命に向けたベクトルを定着させる担い手となった。これにより累進税を軸とする正当な租

税システムの建設は、極端にネガティブな影響を被ることになる。このことはまた、起国家的レベルで租税の累進性を高めることを不可能にしたのである。

2-4. 公正な社会のヴィジョン

累進税を中心とした公正な租税システムをつくり上げることは同時に、公正な社会を建設することにつながる。それゆえそうした社会のヴィジョンを描くことが、ピケティの最終的な分析の主眼となる。そこでは、公正な所有権や公正な教育が主要な論点になる。(pp.57-58) 学歴、所得、並びに所有権に現れる社会的不平等をいかに解消すべきか。ピケティの念頭にある問題意識は、つねにこの点にある。

ではそうした不平等をなくす努力が、これまでの政治の中でなされてこなかったかと言えば、決してそうではない。平等のための政策的連合が、いわゆる社会-民主主義の旗印の下に歴史的に遂行されてきたことは間違いない。ピケティはこのように認識する。(pp.54-55) それだから彼は、本書の一般的目的を、その点をよく理解することに据えたのである。事実、1930-1980年の期間に、不平等の減少というプログラムに基づいた、法的、財政的、並びに社会的なシステムの深い転換が課題とされ、それは政治的な力により成し遂げられた。そこでピケティが問題とするのは、むしろその後の動きである。(pp.58-59) 1980年代の保守的革命により、社会的かつ金融的な規制緩和の運動が展開される。そして実は、そうした動きに対して社会-民主主義も強く加担した。彼はこの点を指弾する。かれらは、グローバル経済の組織化と国民国家の超克に関して、オールタナティブなモデルを十分に考えることを怠った。これによって社会-民主主義は、富の再分配と不平等の減少という大望をますます放棄する。このことは一面で、当時の諸国間における租税競争、並びに財と資本の自由移動を要因とするものであった。ここにきて社会-民主主義は、それを支えてきたはずの人民階級としての民衆を捨て去ったのである。このようにして社会-民主主義は、平等のための連合を戦術として図れなくする。この点は、富の再分配と租税の累進化を超国家レベルで考えることを不可能とした。ピケティに言わせれば、そのことは実は社会-民主主義の下で排除されてきた問題

であった。それは真に理解されることはなかった。この点は、とりわけそれを真先に進めなければならないはずのEUにおいてさえあてはまる。

他方でピケティは、社会-民主主義のプログラムで欠落したもう1つの重要な課題を指摘する。(pp.60-61) それは、公正な所有権を実現させるための諸条件を真に考えることである。それらの条件として、累進税、所有権の分散、権力の共有、企業内での社会的所有権（共同経営）、財政民主主義、さらには公的所有権などが挙げられる。ところがこうした条件に関する問題が、グローバルに一致した仕方では考察されたことはこれまで一度もなかった。一方ピケティは、教育の公正という問題も平等を目的とする上で極めて重要であると主張する。高等教育は機会の均等に基づくとされながら、現実には教育システムにおける勝者のメリットを賛美するものと化している。彼はこうして、公正な所有権と教育を最終的なテーマに掲げる。その際に、公正な社会の将来ビジョンが示される。その1つは共同参加型社会主義（socialisme participatif）であり、もう1つは社会-連邦主義（social-fédéralisme）である。

以上、筆者はピケティの主たる分析視点を大きく4つに整理しながら各々について検討した。彼はそれらの視点に立ちながら、不平等体制の歴史的検証を踏まえつつ、将来の公正な社会のあり方を考察する。以下でその具体的中味を、ピケティの行論に即して見ることにしたい。

3. 不平等体制の歴史認識 — フランスをめぐって

前章に見たように、ピケティにとって最も重要な分析視点の1つは、歴史分析にある。彼は、現代の我々が歴史からいかに学習するかが、問題解決に必要な不可欠なことを主張するのである。そこで彼はまず、体制としての不平等がどのように現れたかを、とくにフランスを中心とする欧州に即して歴史的に考察する。その際に分析対象とされた時期は、18世紀から第1次世界大戦までの期間である。ピケティがここで18世紀に注目するのは、次の2つの理由による。1つは、当時のフランスで、すでに租税システムの改革が累進税を中心に考えられていたこと、もう1つは言うまでもなく、18世紀末に人間社会の歴史を考え

る上で避けることのできない大事件、すなわちフランス革命が勃発したことである。それゆえ彼は、不平等体制の歴史を振り返るときに、フランス革命をその歴史的分水嶺とみなす。同革命によって、不平等はそれ以前と比べてどのように変わったか、そして、その後不平等はほんとうに解消されたのか。これらの問いに対し、ピケティは様々な論点をとおして答えることを試みたのである。

3-1. フランス革命と不平等体制

フランス社会はフランス革命が起こるまでは、王、貴族、並びに聖職者の三部から成る層によって支配されてきた。(pp.109-112) 実際と同革命直前に、全人口の約1.5%にすぎない貴族と聖職者が、フランス王国の土地の約半分を所有していたのである。フランス革命は確かに、これを根底から覆した。とくに聖職者の所有権はほぼなくなり、教会の所有する財も没収された。

一方、ピケティはフランス革命以前の租税システムに注目する。(p.129) ここでは、貴族と聖職者が、租税上の特権を明らかに取得していた。かれらは、数多くの課税を免除されていたのである。しかし他方で彼は、次のような事実、すなわち、フランス革命前の10年間に、すでに野心的な累進税のプロジェクトが組まれていたという事実に着目する。(p.141) それは、1767年にルイ・グラスラン (Loui Graslin) により、所得に対する累進税として示された。最も低い所得に対して課せられる5%の実効税率は、最も高い所得に対して75%にも上昇する。さらに、遺産に対する累進税も提案された。最も少ない遺産に対する実効税率が6%であるのに対し、最も多い遺産に対してそれは67%にも上る。このようにして見ると、フランスではすでに18世紀において、不平等体制を解消する試みが、租税システムの点からなされていたことがわかる。それは、決してフランス革命で初めて行われたのではない。

ここでピケティがとくに重視するのは、革命以前のフランスで、遺産に対する累進税が考案されていた点である。これは、所有権の不平等を解消する上で決定的に重要な点であり、後に見るようにピケティがとりわけ強調する点であった。というのもフランス革命は、所有権をめぐる不平等問題を解決できな

かったからである。(p.143) 事実、資産保有の集中は、フランス革命後も全く変わることがなかった。否、むしろそれは第1次世界大戦までの期間に、革命以前よりも一層高いレベルに上昇したのである。なぜそうなったのか。ピケティの行論に即して、この点について検討することにしたい。

フランス革命により確かに、聖職者と貴族の保有する様々な特権が撤廃された。これは言うまでもなく、同革命における最大の成果の1つである。では、これによってアンシャン・レジーム（旧体制）における不平等体制が即座に消滅したかと言えば、決してそうではない。そこでは所有権という権利が、ほぼ神聖化された。(p.151) 所有権を支えるイデオロギーは有産主義である。このイデオロギーが、フランス革命で払拭されることはなかった。それは、同革命の基本的次元を表す自由・解放の次元で定着する。その結果、革命後も不平等は、かなり大きなものとして存続したのである。この点を忘れてはならない。

さらにピケティは、フランス革命が成就した1789年に、国民議会で採択された内容を吟味する。(pp.152-153) そこでは、聖職者と貴族の特権の廃止について、2つの点が可決された。1つは、第1条で掲げられた絶対的平等である。これは、アンシャン・レジームにおける社会秩序を完全に遮断する。同条で、それは次のように表現された。「人間は生まれながらにして自由と平等を権利として有する」もう1つは、第2条で示された所有権の保護である。これにより、所有権に対する人間の永続的な権利が守られた。同条は次のように謳う。「すべての政治的連合の目的は、人間の自然で永続的な諸権利の保持である。これらの権利は、自由、所有権、安全、並びに反対する抵抗である。」

そこでピケティは、この第2条で示された所有権の扱いに対する問題を論じる。なぜなら、過去に獲得された所有権は自然で永続的な権利とみなされるため、それが生み出す不平等問題を容易に論じることができないからである。実際にこの第2条は、所有権の再分配に関して大いに慎重になるべきことを正当化するために利用された。この点は、革命後の19世紀から20世紀を経て、今日に至るまでつうじる。それは、有産主義体制を支える所有権を再規定させることを劇的に制限するためであった。

このようにして見ると、第1条で折角、絶対的平等を謳いながら、第2条で

それを制約する内容が盛り込まれたことは明らかに、不平等問題の解消に対するフランス革命の失敗を示すものであろう。ピケティが主張するように、所有権に対するアクセスの平等を促す最良の方法は、遺産と所得に対して累進性の強い租税を課することではないか。第2条は、そうした累進税を制約させるに違いない。私的所有権の絶対的保護は、それを神聖化することにつながる。そこには、不平等を正当化する論理が埋め込まれていると言わねばならない。

ピケティの基本認識は、所有権の不平等に関する問題は、あくまでも「社会的公正 (justice sociale)」という概念の下で検討されねばならないという点にある。ところが、そこには厄介な課題が潜んでいる。それは、社会的公正の概念を完全に規定するという点である。ここに、所有権の保護を支持する派、すなわち有産主義者の譲らない反応を見ることができる。(pp.154-156) この反応は、所有権の再分配というパンドラの箱を開けては決してならないという点に尽きる。この種の議論が、実はフランス革命のときにすでに存在していたのである。

他方でピケティは、こうした有産主義者の主張を冷静に受け止める。私的所有権を神聖化することは、むしろ人々の自然な反応である。このことが、資産を失う恐怖から生まれることも間違いない。それだから、過去に獲得した所有権に対する絶対的な尊重が訴えられる。彼は、そのような人々の所有権に対して生まれる自然な感情を十分に理解した上で、では所有権の不平等体制をいかに是正すべきかという問題を追究する。実は、これこそが、本書における最大の論点となる。ピケティは、平等の公正さを歴史的教訓に基づいて描きながら、過去から生じる所有権を単純に神聖化するのではなく、むしろ所有権の調整と再分配について議論を集中させる。そこでは、より一般的な所有権の再分配として、租税の累進性が強く求められるのである。

3-2. 有産主義社会の成立

ピケティが、フランス革命後の歴史的事実として最も注目することは第1に、19世紀から第1次世界大戦までの間に、極端に不平等な所有権の社会（有産主義社会）が成立したという点である。(pp.159-160) 驚くべきことに、革

命で絶対的平等が高らかに宣言されたにも拘らず、私的所有権はその後ますます集中した。フランスに関して言えば、全体の1%に相当する最も富裕な人々が保有する私的所有権の全体に占める割合は、1800-1810年の約45%から1900-1910年には55%に増大した。この傾向は、とくにパリで著しく現れた。そこでは、そうした割合は1800-1810年の50%近くから、1914年直前には実に65%にも上昇した。

さらにピケティは、次の点に注目する。それは、全体の10%に相当する最も富裕な人々が所有する資産の、フランス全体の資産に占める割合が、80-90%を成していたという点である。今日、その割合が50-60%であることを考えると、19世紀から第1次世界大戦までの間に、私的所有権がいかに集中していたかがよくわかる。他方で彼は、資本所得と労働所得から成る所得の集中度はつねに、それほど極端なレベルではないことを指摘する。(p.162) 最上位の所得(全体の10%部分)は、19世紀に全体の50%ほどであった。今日、それは30-35%である。こうしてピケティは、フランス革命後に所有権の集中に基づく社会が定着したとみなす。それはまさしく、有産主義者の思惑どおりであった。

では、そうした有産主義社会の下で、資産の不平等が全く減少されなかったのかと問えば、そうではない。確かに、その不平等は長期に渡って見れば減少した。ピケティはこのように認識する。(p.164) しかし彼は、この点を鵜呑みにしてはならないと唱える。それは注意深く見る必要がある。実際に、全体の50%に相当する最も貧困な人々の資産の、全体の資産に占める割合は依然として極めて限られていた。それにも拘らず、どうして不平等が減少したのか。ピケティは、その理由を、「中流階級(全体の40%に相当する中間層で、最も貧困な50%の部分と最も富裕な10%の部分の間に位置付けられる)」の人々の出現に求める。かれらは確かに、個人的にはそれほど裕福ではない。その資産の全体に占める割合は、19世紀に15%ほどである。ところが、そうした階層は確実に資産を増やし始めた。中流階級の出現は、社会のより大きな変動を伴った。それは、社会的、経済的、かつまた政治的な根本的転換を引き起こす。とは言え、資産の分散はこの段階で始まったばかりである。しかしピケティは、その基盤がつくり上げられていたと捉える。

したがって全体的に見れば、所有権の不平等は当時、無制限に拡大し、とくにそれはパリで明白であった。ピケティはこのような事実認識を示す。(pp.164-166) 1800-1914年にパリは、最大の富と最も極端な不平等を表す象徴の街と化した。パリはまさしく、富裕者と貧困者の格差が最大である首都として現れた。そこでは当時、全体の10%に相当する最も富裕な人々の資産の全資産に対する割合は、何と90%を超えていたのである。

このような所有権の極端な集中は、19世紀から20世紀初めにかけてますます強まった。ここでピケティは、さらに次の点に留意する。(pp.167-170) それは、そうした集中が、資産保有形態の近代化という状況の中で、また経済・金融構造の大きな刷新という事態の中で引き起こされたという点である。しかも、それらの諸々の変化は、資産構造における前代未聞の国際化という現象を伴っていた。要するに資産の集中は、その近代化と国際化という文脈の下で進められたのである。彼が注視したのは、とりわけこの点であった。

実際に、パリの人々の資産構成が一層多様化したことをピケティは指摘する。1912年に、かれらの所有権のうち、11%が地方の不動産であるのに対し、金融資産は全体の62%にも上っており、動産の割合はたった3%にすぎない。この段階ですでに、金融資産の所有権が最大を誇っていた。それは、とくに富裕者の間で顕著であった。全体の1%に相当する最も富裕な人々の資産の中で、株式、債券、預金、並びにその他の金融資産が66%をも占めていたのである。

他方で銘記すべき点は、かれらの外国に対する金融的な投資・運用が、1872-1912年の期間に巨大な規模で進展した点であろう。ピケティは、とくにこの点を重視する。パリの人々の資産のうち、そうした部分は6-21%をも表していた。海外における民間の株式・債券の保有は、国内におけるそれよりも一層早く進められた。1872-1912年に、全体の1%に相当する最も富裕な人々の所有するそうした証券は、全資産の3%から15%に増大する。このような証券投資は、スエズやパナマの運河、ロシア、アルゼンチン、並びに米国の鉄道、インドシナのゴム園などの世界中の民間会社に対して行われたのである。

以上のようにピケティは、19世紀以降の富裕者の保有する資産構成の変化に注目しながら、証券を中心とする海外資産の急増した姿を描き出す。彼はその

姿を、実は現代の資産家による海外証券投資と対比させたかったのである。後者は、現代の資産集中を考える上で極めて重要な現象であると言わねばならない。

一般に、1880-1914年の期間はベル・エポックと呼ばれる。この時期は、フランスではとくにパリに象徴的に現れたように、金融と商業を近代化した最初の時期であった。しかし同時に、ベル・エポックにおいて際立って不平等な世界が問題とされた。そしてこの点こそが、ピケティの行った分析の主眼であった。(pp.172-173) そこでは、人口の70%が何の財産もなく疲れ果てていた。所有権はまさしく、極度に集中していたのである。実際に、1900-1914年に、パリで上位の所得に当たる10%の人々が、フランスの全財産の90%以上を所有し、さらにその中で、たった1%に相当する最も富裕な人々が所有する財産が全体の70%を占めた。この点でベル・エポックは、富裕者に対してのみすばらしい(ベル)時期であったと言ってよい。

では、そうした極端な不平等に対し、国家はいかなる是正措置をとったか、あるいは何もしなかったか、さらには逆に、それを一層煽ることになったか。ピケティは、これらの問いに対し、租税システムの観点から解き明かす。次にこの点を見ることにしよう。

3-3. ベル・エポックと累進税

先に見たようにピケティは、フランス革命の残した負の部分指摘し、それを鋭く批判することを忘れていない。それは、フランス革命による租税システムが、経済と金融の力の集中を排除しなかったという点に表される。(p.173) 1800-1914年の期間における不平等は、革命で設けられた租税システムによってむしろ容易に拡大したのである。そこでの租税の累進性は緩やかなものに終始し、それは租税の保主主義を正当化した。集権化された国家により、私的所有権の権利は保護された。この所有権の保護こそが、経済的繁栄、社会的調和、さらには平等をも可能にするのみなされたのである。

しかし、こうした一般的傾向に対し、反旗を翻す政治アクターも出現した。ピケティは、かれらの動きもきちんと押える。(pp.176-178) かれらは、富の

格差の制限と、より多くの人々の資産に対するアクセスを積極的に進める政策を打ち出す。例えば、1901年2月25日の法で、遺産に対する累進税が、また1914年7月15日の法で、所得に対する累進税が各々設けられた。ただし、その際の税率に関して言えば、とくに所有権に直接関係するはずの遺産に対し、累進税率は極めて低いものであった。100万フランを超える遺産に対し、それは最大で2.5%にすぎなかった。このことから、再分配と租税の累進性に関して、人々が連合することは容易でなかったことがわかる。確かに相続税は、1800-1914年に、大きな富の蓄積と譲渡のプロセスに対してほんのわずかな影響しか与えなかった。とは言え、1901年の法は間違いなく、遺産に関して本質的な変化を示した。それは、累進税の導入で引き起こされたのである。ピケティが強調したい点は、まさにこの点にこそある。

ところで先に示したように、ピケティはベル・エポックにおける富裕者の所有する資産構成の変化に注目する。彼は、そうした変化に当時の租税システムが順応していたかを問うのである。(pp.180-181) 実際には、当時の資本に対する課税は、不動産資本と実物資本に対するもののみであった。そこでは、株式や債券などの金融資産は課税対象から外された。というのも、そうした資産は18世紀において、実物資本に比べて疑いなく取るに足らないものであったからである。ところがそれらの資産は、19世紀から20世紀初めに、資産の中でますます中心的な役割を担うまでに増大する。そうだとすれば、金融資産に対する直接税が免除されたことは、国家にとって税収を確保する上でも、また所有権に基づく不平等を減少させる上でも、大きなマイナス要因となったに違いない。

さらにそればかりでない。ピケティはここで、租税システム上の本質的に重要な点を指摘する。それは、不動産資本に対する課税は、相続税と同じく1901年の法制定までは厳密に比例的であったという点である。この租税はしたがって、所有権を再分配する、あるいは不平等を減少させるようなものでは全然ない。否、むしろ逆に、それは所有権に対して軽減税率を適用したことになる。こうした文脈の下で、資本に対する比例的な課税は、資本の所有者に対してまさに極めて望ましいものであった。しかも、このことがフランス革命の下で考

案された点に留意する必要がある。それはピケティが言うように、資産所有者にとって理想的な租税システムとみなされたのである。

では、ベル・エポックの租税システムが何の変化も受けなかったのかと言えばそうではない。その契機となったのが、1848年革命に続いて起こった1871年の普通選挙への回帰であった。ここで租税の累進性に関する議論が進展したのである。どうしてであろうか。ピケティは、その理由を社会の変化に求める。

(pp.182-183) 工業と金融が大きく発展するにしたがって、製造業と銀行が際立って繁栄した一方、工場労働者の賃金の停滞と新たな都市プロレタリアートの悲惨さは筆舌に尽くし難いものであった。こうした状況の中で、政府は何もしない訳にはいかなかった。1872年6月28日に「有価証券の所得に対する課税 (impôt sur le revenu des valeurs mobilières, IRVM)」の法が制定されたのはそのためである。しかし、この法は名ばかりのものであり、第1次世界大戦までのいかなる政府もそれに対して責任をとることがなかった。その結果、IRVMの適用は、最終的にほとんど取るに足らないものと化す。他方で富は、永続的に一部の富裕者の手元に蓄積されたのである。

ところがそうした中で、野心的な租税プロジェクトも打ち出された。それは、当時のラディカルな財務相であったJ.カイヨー (Caillaux) の設けたものを引継いで、「所得に対する一般的課税 (impôt general sur le revenu, IGR)」というプロジェクトとなって現れた。そこでは、納税者の総所得、すなわち賃金、賃料、配当・利子などの異なるカテゴリーの所得の総計に基づく累進税が問われる。しかし、この租税システムは、種別所得税(種別所得の各々のカテゴリーに分けながら課す税)に変わる。それは、一層多くの納税者に税を課すためであった。これにより、IGRのねらう累進性は薄まった。というのも、IGRはそもそも、唯一少数の富裕な納税者に影響を与えるものとして考えられたからである。

実際にカイヨーの示したプロジェクトは、それほどラディカルなものではなかった。最も高い所得に適用される税率は、IGRの枠組の中でたった5%にすぎない。その背景に、政治的圧力があったことをピケティは指摘する。当時のフランスの上院は、所得に対する累進税に明らかに敵対的であった。かれらは、

所得と遺産に対する課税に対し、新たな租税システムを適用することを完全に拒んだのである。

このように、ベル・エポックにおける租税システムは、累進性の低い、したがって富の再分配に基づく不平等の解消にはほど遠いものに終わった。ただし、その中でも何らかの意識変革が起こったことも忘れてはならない。ピケティが注目したのはこの点である。(pp.184-185) 彼がとくに興味深いものとして挙げたのは、1901年2月25日の法で定められた、相続の申告から生じる統計の公表である。これは、累進税を生むものではないが、フランスの「平等」なヴィジョンを論じることに貢献した。もともとフランスにおける大きな相続資産は、天文学的な数値に上る。フランスは、決して小さな所有権の国ではない。これは、当時の財務相カイヨーが正しく指摘したとおりである。

ところで、このような相続に関する議論は、フランスの下院に対しても一定のインパクトを与えた。そこでは、1910年に相続税の累進性を強化することが決定されたのである。他方で上院は、この段階でも依然としてそれを受け入れることを拒絶した。しかし、1913-1914年に国際的な緊張が高まると、事態は一変する。とくに、軍事サービス関連で作り出された国家の新たな金融負債、さらには国民的防衛という至上命令が、そうした難局を打開することに大いに貢献した。そればかりでない。ピケティは、もう1つの重要な事実注目する。それは、1914年5月の選挙において、ラディカルで社会主義的な政党がよい結果を残した点である。このことが、そうした指令の追い風になった。彼はここに、累進税の制定に現れる政治イデオロギーを強く感じるのである。

以上、我々はフランス革命による影響の下で、その後のベル・エポックにおける租税システムが、不平等を解消するものではなかったことを、ピケティの分析をとおして確認した。次に、そうした分析を総括する意味で、やや抽象的なレベルでの議論を彼の行論に即して展開することにしたい。

フランスは1789年のフランス革命以来、世界に対して自由、平等、博愛の国と称されることを好んできた。そこでは確かに、平等が人民に約束されたのである。それは実際に、1789年8月4日の貴族と聖職者による税制上の特権を廃止することから開始された。普通選挙も1792-1794年に設けられた。フランス

はまさしく、革命によって他の西洋の王国よりもはるかに人民に寄り添う国家をつくり上げた。では、こうした平等化・人民化という現象を全面的に評価できるかと言うと決してそうではなかった。ピケティが強調したい点は、まさにこの点にこそある。(pp.186-189) 彼は先に論じたように、所有権の集中が19世紀から20世紀初頭にかけて増大したという事実に注目する。これは、革命の成果と現実との間の大きなギャップを物語っていた。そればかりか、1914年7月15日の投票でフランス政府は最終的に所得に対する累進税を設けたものの、それはあくまでもドイツに対する戦争の資金を賄うものにすぎず、学校や公共サービスなどの社会的支出に当てるものではなかった。さらに驚くべきことは、フランスは平等を自身で強く謳ったにも拘らず、所得に対する累進税の導入に西洋で最も遅れたことである。この累進税はデンマークで1870年、プロシアで1891年、スウェーデンで1903年、イギリスで1909年にすでに採用されていた。また他の先進国でも、日本で1887年、米国では1913年に累進税が設けられていた。

フランス革命を成し遂げたフランスにおいて、どうして平等化が遅れてしまったのか。ピケティはこう問いかけながらその背景を探る。彼によれば、その要因の大部分は、知的なナショナリズムと歴史的な自己満足にあるとされる。第三共和制の政治的・経済的エリートは、フランスがすでに革命のおかげで平等になった、したがって略奪的な税金とみなされる累進税を課す必要がないと判断した。この点は、近隣の諸国と正反対であった。イギリスやドイツは、フランスで提示された理想的な平等に近づくために累進税を新たに設けたのである。これに対してフランスでは、所有権の集中が第1次世界大戦まで続いたことから見ても驚くほど不平等な社会であった。そうした集中は、法的、財政的、並びに金融的な制度によってむしろ促された。それは、革命により1つの機構として現れた。フランスは例外的に平等で、モラルが優越した国である。この神話は、ピケティに言わせれば、エゴイズムと国民的欠陥の隠れみに使われたにすぎないのである。

ピケティは本書の中で、有産主義と所有権の社会という概念をことさら強調して用いる。その際に彼は、やや一般的な議論を展開する。(pp.189-191) そ

れは、資本主義の歴史認識につうじる。そこでは、19世紀後半から20世紀初頭までのベル・エポックが、大工業化と国際的な金融投資の時代として、また、産業と金融が最初にグローバル化した資本主義の特別な形態として捉えられる。この点は、1990年以降の超グローバル化され、かつまたデジタル化された資本主義の今日的形態と対比されるのである。

ピケティは、資本主義を歴史的運動として考える。この運動が輸送とコミュニケーションの手段を発展させると共に、貿易、生産、並びに資本蓄積の発展を世界的規模で可能とした。しかもそれは、私的所有権と資産の蓄積、したがって有産主義と密接に結びついていた。そして、そうした結びつきが政治イデオロギーとして規定され、それが私的所有権の絶対的保護につながったのである。その意味で、ベル・エポックと今日の超資本主義には相つうじるものがある。それは、資産蓄積の永続性を保障する形で設けられた私的所有権の保護として現れる。

一方ピケティは、資本主義と有産主義の概念を混同してはならないと論じる。なぜなら、イデオロギーとしての有産主義は、18世紀にすでに発展していたのであり、それはベル・エポック以前の時代に明白に現れていたからである。それゆえ、ベル・エポックの資本主義は、大工業化時代における有産主義の強化に対応するものであった。そこでの所有権は、資本に向かって統一されていく中で一層集中した。しかし他方で彼は、この有産主義が株主と、都市に生まれた新たなプロレタリアートとの間で、所有権をめぐる緊張関係をますます高めるものであったという点に注目する。ピケティは、ここに反有産主義運動の契機を見るのである。

3-4. 有産主義と欧州社会

ピケティは、有産主義社会を歴史的につくり上げた典型的な例として欧州社会を取り上げる。その際に彼は、欧州に2つの両極的な姿を見る。(pp.198-199) 第1のグループは、17世紀から18世紀にかけて、貴族の実数が比較的わずかな（人口の1-2%、もしくは1%以下）ところで、フランス、イギリス、並びにスウェーデンがこれに属する。第2のグループは、貴族の実数が著しく増大し

た（人口の5%から8%）ところで、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー、並びにクロアチアがこれに入る。ピケティが検討の対象とするのは第1のグループである。彼は、それらの国で貴族の実数が減少したにも拘らず、ベル・エポックに所有権の分散がどうして起こらなかったのか、逆に言えば、なぜ所有権の集中が生じたかを、イギリスとスウェーデンを例にしながら検討する。

まずイギリスについて見ると、そこでの上流貴族の特徴は、権力と土地所有を極端に集中させている点にある。（pp.203-208）この点は、欧州の貴族の間で際立っている。1860年代初めに、イギリス下院の約75%はつねに貴族のメンバーで占められた。他方で、当時のイギリスにおける貴族の人口に占める割合は0.5%以下にすぎないほど小さかった。一方、かれらの投票権の拡大も問題となる。投票権の施行条件はまさに、全国・地方のいずれにおいてもエリートによって規定された。イギリス政治はこうして、貴族的かつまた寡頭的な様相を色濃く表した。しかし、そうした状況が永久に続くことはなかった。1909-1911年に政治的危機が勃発し、それによって累進税と社会的不平等が議論の対象とされたのである。

スウェーデンのケースはどうであろうか。スウェーデンは、20世紀に「社会-民主的な社会」の象徴とみなされた。ところが、19世紀から20世紀初頭までは、スウェーデンは実は、非常に不平等な国であった。（pp.226-228）しかも、その不平等の度合は、他の欧州諸国よりも一層大きかった。1844-1905年に、スウェーデンの大臣の56%は貴族で占められ、その政府はまさしく貴族のそれであった。しかしスウェーデンの貴族の実数は、先に見たイギリスと同じく、人口のたった0.5%にすぎなかったのである。

このようにして見ると、イギリスとスウェーデンを例とするように、貴族の実数が減少した国で、かれらの所有権は逆に増大した。そこでは、有産主義がはっきりと定着した。ピケティは、有産主義のイデオロギーは単純なアイデアに基づくと唱える。（p.231）それは、社会的かつ政治的な秩序は、まずもって私的所有権の保護に依らねばならないとするものである。この点は、個人の解放と社会的安定のために必要とされる。しかし、そこには1つの前提があるこ

とをピケティは指摘する。それは、資産所有者と政治的権力を一層合致させることにある。つまり、所有権の集中は、政治イデオロギーと密接に結びつく。実際に、ベル・エポックにおける有産主義社会の不平等は、特別な法制的かつ財政的なシステムに基づいていたのである。この点は、以上に見たイギリスやスウェーデンよりも、むしろフランスで強く現れていた。

ピケティはこうして、ベル・エポックの欧州社会を、有産主義社会であると共に、資産に関する極端な不平等社会として特徴づける。(pp.240-241) 全体の10%を表す最も富裕な部分が全資産の85-90%を保有するのに対し、全体の50%に当たる最も貧困な部分が保有する資産の、全資産に占める割合はわずか1-2%である。他方で欧州の有産主義社会は、非常に強い所得の不平等を表す。しかしそれは、資産の不平等ほど極端ではない。

では、こうしたベル・エポックの有産主義に基づく不平等が、そのまま変わることがなかったかと言えば決してそうではなかった。とりわけ資産の不平等は、第1次世界大戦を契機に著しく減少した。その後も激しい政治ショック(1914-1945年)の中で、資産の集中は大きく低下した。この点は、イギリスとスウェーデンのケースではっきりと見られる。

そこで考えるべき点は、このような不平等を減少させる動きが、果して戦争なしでは起こらなかったのかという点であろう。ピケティはこの点について、それは必ずしも明らかではない、というよりはむしろ、戦争以前からの社会運動が、そうした動きの引き金になっていることを主張する。(p.238) 事実、19世紀後半に、社会主義、共産主義、社会-民主主義、並びに労働組合主義の運動が活発となった。普通選挙と累進税のための運動も19世紀末から開始された。これらの運動こそが、その後の目に見える改革を導いたのである。ピケティのこうした社会・歴史認識に、我々は注目すべきであろう。

ところで有産主義社会は、社会的安定と並んで、私的所有権をつうじた個人の解放という約束に支えられる。果して、それは首尾よく進められたであろうか。ピケティは、有産主義が支配的イデオロギーとして歴史的に君臨した最初の段階、すなわち19世紀から20世紀初めまで、それは3つの大きな困難に直面したことを指摘する。(pp.241-242)

第1に、社会内部における不平等に対する挑戦という問題。富の集中は、19世紀の欧州の有産主義社会で測りしれないほどに高まった。しかもこのことは、一般的利害の名の下に簡単に正当化された。しかし、経済と産業の発展はそれ自体の安定を脅す。そうした発展は、とくに教育の平等を必要とするからである。このような不平等に対する挑戦は、19世紀末から20世紀前半まで、反体制的な共産主義と社会-民主主義を出現させることになる。

第2に、外部の、かつまた植民地における不平等に対する挑戦という問題。欧州は18世紀から19世紀にかけて、他の大陸に比べ、ますます明白に繁栄した。このことは、鉱物資源の採掘能力や軍事的・奴隷制的・植民地的な支えと一層結びついた。それは同時に、有産主義を前提とした。ピケティに言わせれば、こうした議論が長い間、西洋の文明化のミッションを正当化したのである。しかし、その脆弱性は、植民地の人々と共に植民地化した人々の目にはっきりと映っていた。反体制派の共産主義と社会-民主主義者は、有産主義的な社会秩序を支える植民地体制を否定したのである。

そして最後に、ナショナリズムとアイデンティティに対する挑戦という問題。欧州の国民国家は確かに、有産者の権利の保護と経済・産業の発展に対して責任を負ってきた。ところが他方でかれらは、競争の激化、並びに国民的アイデンティティと国境のシステムの硬化という段階に突入する。ピケティは、このプロセスが前二者の問題と密接に結びついていたとみなす。対内的な緊張と対外的な植民地をめぐる競争が、ナショナリズムの高揚と戦争への行進を導いたのである。

ピケティが本書を著した主たる目的の1つは、以上に見た3つの脆弱性が、20世紀の有産主義社会の激しい危機といかに結びついたかを分析することにある。では、そうした社会危機がどのように現れ、また、それを引き起こした要因は何であったか。次にこの点を、彼の行論に即して見ることにしたい。

4. 累進税の歴史的成果

4-1. 有産主義社会と租税システム

ピケティはまず、20世紀こそが世界の不平等構造を深く転換させたと認識する。(pp.489-490) それは、より公正で、かつまたより平等な社会に対する期待と、過去に生じた不平等体制の根本的な変革を目指すプロジェクトによって特徴づけられる。この点はとくに、1914-1945年の時期、つまり20世紀前半に現れた。ピケティは、あの K.ポランニー (Polanny) の使った言葉を借用しながら、それはまさに「大転換」を意味するとみなしたのである。

実際に、1914-1945年の間に不平等の構造はグローバルな規模で、すなわち国際的かつ国内的なレベルで変容した。不平等体制の歴史の中で、それはかつて見たことのないほどに最も早くて深い転換を成し遂げたのである。そこでは、所得と資産から成る私的所有権の重みが消滅した。しかも、そうした大転換は、世界大戦を契機に現れただけでなく、政治イデオロギーの変化によっても引き起こされた。この点が大事であるとピケティは主張する。我々が重視すべきは、こうした彼の歴史認識であろう。ピケティは、当時の欧州では古い国民国家は自己破滅に追いやられたと捉える。かれらの統治は、共産主義と資本主義の間のグローバルなイデオロギー競争に巻き込まれた。その結果として、私的所有権の社会的支配力が劇的に低下したのである。

さらに、ここでピケティが強調するのは、20世紀前半に考案された大規模な累進税が演じた役割である。それは、最上位の所得と資産に対して、70-80%の極めて高い税率を示した。このような累進税の果す役割について、彼は自身の理論の出発点となる書物の中ですでに言及していたことがわかる^②。ピケティはそこで、第1次世界大戦後に、それ以前の富と資本の集中が天文学的レベルで現れることがなかったのは、当時の租税革命のおかげであると唱える。そして、その核となったのが、所得に対する累進税(1914年)と遺産に対する累進税(1910年)であった。これらの累進税によって、不平等を減少させる歴史的な転換が可能となる。それはまさしく「大転換」であった。

一方ピケティは、第1次世界大戦から第2次世界大戦までに生じた有産主義

社会の崩落を、以下に示す3つの反逆の結果として分析する。(pp.492-493)

第1に、欧州の有産主義から生まれる不平等に対する内部からの反逆。これは、19世紀末から20世紀前半までの共産主義や社会-民主主義の出現を招いた。第2に、植民地的秩序と独立運動の問題と結びついた外部での不平等に対する反逆。そして第3に、ナショナリズムとアイデンティティによる反逆。これは欧州の諸列強を、ますます激しくなる競争に晒すと共に、最終的に大戦と大虐殺の自己破壊に導いたのである。

このようにして欧州は、第1次世界大戦を境に、累進税を中心とする租税革命をつうじて不平等を間違いなく減少させた。20世紀に展開された私的所有権の集中の崩壊は、重要な歴史的事実である。ピケティは、この点を過小評価してはならないと主張する。(pp.501-504) とくに、最上位の1%に相当する部分の崩落は際立っていた。かなり富裕な人々の数は、以前に比べてはるかに減少した。近代社会の歴史において初めて、全体の90%に当るそれほど裕福でない部分の資産所有が、総資産の中で著しく大きな割合を占めたのである。

ところで、こうした所有権の分散とその結果として生じる所得の分散は、20世紀の欧州における所得の不平等の減少を説き明かす。資本所得の不平等の減少は、全体の所得の不平等の低下を招いた。他方で労働所得に関する不平等は全体的に安定していた。しかし、この点を誇張してはならない。そうした不平等は、とくに異なる社会階層の間で大きく減少したからである。このようにして、全体の所得格差は縮小する。この点はすべての欧州で見られた。

以上の分析を踏まえてピケティがさらに注視したのは、私的所有権の全体的価値が激しく崩壊した点である。(pp.504-507) この点とはとくに、1914-1945年の間に極めて急速に展開された。ここで留意すべき点は、そうした私的所有権には、海外で保有される資産も含まれていたという点であろう。その際の海外は、植民地を含む地球全体を意味する。先に示したようにベル・エポックは、国際的な資産運用が急激に進んだ時期であった。中でも、多くの植民地を抱えたイギリスとフランスの二大列強において、そうした傾向が際立っていた。この点はドイツと対照的であった。そしてこのことは、有産主義と植民地主義との重要な関係を如実に映し出している。

もちろん私的所有権は、海外資産以外の多くの資産を内包している。ピケティはそれらを2つの部分に分ける。1つは不動産の財産と農業用地であり、もう1つは、製造所や倉庫などの専門職的な財産である。そうした資産は直接に保有されるか、あるいは金融資産（株式と債券）をつうじて保有される。以上のような私的財産の全体の価値は、第1次世界大戦の間と1920年代初めに下落し、さらに1930年代の危機と第2次世界大戦直後に新たに崩落した。このようにして見ると、両大戦間期（1914-1945年）は、私的所有権の集中の崩壊という点で不平等体制の瓦解を引き起こした期間であった。同期間はその点で、不平等体制をそれまで強いられた側から見ると、栄光の30年であったと言ってよい。

一方、ピケティは20世紀の前半に展開された、もう1つの極めて重要な事実に注目する。（pp.509-513）それは、資産の収用と国有化である。例えば、海外資産は20世紀の前半に確かに収用された。これは、世界の政治イデオロギーの転換を物語っていた。そうした資産の収用は、諸国の不平等、とりわけ欧州社会の国内における不平等の減少に非常に貢献した。このことは、当時の欧州の富裕な資産所有者が、資金を好んで海外に運用した事実を考えると一層明確になる。実際に第1次世界大戦以前に、そうした運用が盛んに行われたイギリスとフランスで不平等が強く現れた。そこでの富裕者は、海外（植民地）から大きな運用収益を受け取っていたのである。この意味で、欧州社会の内部における不平等体制は、植民地をつうじた不平等の対外的構造と密接に結びついていた。この点を忘れてはならない。

こうした中で、当時の欧州の一般市民（公衆）が政府に対する不満と不信感を高めていたことをピケティは指摘する。（pp.510-512）かれらは、経済的・金融的エリートが危機を招きながら富裕になったことについて、政府に説明を求めた。実際に、フランスや他の国々の間で資本主義に対する懐疑心が強まっていた。フランスにおける数多くの経済的エリートは、ドイツ占領軍との協力を図り、1940-1941年に厚かましいほどに富裕化したのではないか。この点が疑われたのである。このような一般的状況の下で、戦後のフランスでは国有化の大きな波が押し寄せる。それは、とくに銀行部門や石炭と自動車の産業で見

られた。ルノー（Renault）はその典型的な例であった。ルノーのオーナーであるルイ（Louis）・ルノーは、1944年にドイツの協力者として逮捕され、翌年1月にルノーは国有化された。ここにきてフランス政府は、公衆の感情に支えられながら、介入主義に基づく混合経済を目指したのである。

この国有化と並んで、ピケティはもう1つの新しく非常に重要な動きについて言及する。それは、制裁という精神の下に旅行された。1945年8月15日に設けられた「国民的連帯税（impôt de solidarité nationale）」は、それを代表するものである。この税は例外的であると同時に累進的であり、それは占領下で出現した金持ちを徴収の対象とした。国民的連帯税は1回限りであったものの、その税率は極めて高かった。それゆえ富裕者にとって、同税は非常に重みとなった。そうした税率は、資産に対して最高で20%まで引き上げられた。他方で、1940-1945年の間につくられた名目的な富のすべてに対して例外的な課税が設けられた。それは、最大で100%にも達したのである。

ところで、以上に見た国有化は数多くの欧州諸国で現れ、そのインパクトはかなり大きかった。1950-1970年代に、公共セクターは国有化によって広い範囲に及ぶ。ここでピケティが重視するのは、経営管理における株主と賃金労働者の地位の変化である。株主の投票権が大きく減少する一方、新たに代表者として選ばれた賃金労働者の投票権が増大する。その結果、資本における市場価値と社会的価値が分断される。彼はこのように捉える。事実、こうした国有化政策は、企業の株式評価をより低下させた。しかしこのことは、経済活動のレベルや成長に害を及ぼすものではなかった。否、むしろ全く正反対の現象が見られたのである。我々は、この点に留意しなければならない。ドイツやスウェーデンの企業における長期戦略に関し、賃金労働者の果たした最も大きな役割は、最良の生産性に貢献したことであった。

一方、大部分の欧州諸国では、1914-1950年の間に、国有化や企業の経営権の共有という新しい形態をめぐって、不動産・金融市場の調整政策を様々に設けた。このことは実際に、資産所有者の権利とかれらの資産の市場価値を減少させた。それらの政策は同時に、私的所有権の正当性と、所有関係によって生み出される不平等に対する姿勢を深く変化させた。ピケティはこの点に関して

次のような事実関係に言及する。(pp.512-513) 非常に強いインフレーションの下で、実質賃金は第1次世界大戦以前のレベルになることはなかった。他方で、不動産所有者は豊かになり続けることができた。こうした文脈の中で、家賃をコントロールし、借家人の権利を増し、そしてかれらを追い立てられることのないように可能な限り保護することが求められたのである。

インフレーションが与える影響は、賃金に対してばかりではない。それは、現金の保有や銀行預金に対しても大きな打撃を与える。19世紀にインフレーションはわずかであり、賃金は金または銀と結びついていたため、購買力はほとんど変わらなかった。ところが20世紀に入ると、事態は一変する。とくに第2次世界大戦直後に物価は著しく上昇し、その上昇率はフランスで50%以上であった。そこでピケティは、そうしたインフレーションの貧困者に及ぼす影響を注視する。(pp.516-520) 実際に、何百万人も少額貯蓄者は、インフレーションで預金の価値を崩落させた。同時に、高齢者の慢性的な貧困も一層悪化したのである。

このような状況下で、欧州諸国では私的所有権に対する例外的な課税が設けられた。不動産や金融資産の大部分はインフレーションの影響を免れることができるため、それに対する制裁的な租税システムが求められたのである。このシステムは累進的なものであった。それは、富の大きさにしたがって税率を変化させるものとして現れる。この累進税は、20世紀になって初めて私的資本に適用された。このようにインフレーションは、富の再分配の闘いに直面する社会を映し出すサインであった。では、そうした租税システムの累進化は、より一般的にいかなる役割を担ったか。また、それに対して政治と社会はいかに反応したか。ピケティはこれらの問いに対し、実証分析を踏まえながら政治と社会を含めた総合的な観点から検証する。以下でその行論を追うことにしたい。

4-2. 累進税の役割

ピケティはまず、資産全体の低下が、どうしてその集中の低下をもたらしたかを理解する必要があると説く。(pp.523-524) この現象は両大戦間期で始まり、1970-1980年まで続いた。こうした資産の分散は、とくに全体の1%に相

当する最も富裕な部分の崩落によって可能となる。第1次世界大戦から両大戦間期まで、大きな所得と資産の所有者は、累進税の永続的なシステムに直面する。ここで、他の人々よりも一層増大した所得と資産を所有する人々に対して、より高い税率を課す租税システムが構造的に成立したのである。この累進税に関する議論は、18世紀からフランス革命を経て継続的に行われてきた。しかし、そうした租税システムが大規模かつ永続的な仕方で適用されることは、第1次世界大戦までなかった。この点は、欧州のみならず米国と日本においても同様であった。

こうした中で、累進税は2つの形態で発展したことをピケティは指摘する。1つは所得全体（賃金と手当、非賃金の専門職の所得、年金、家賃、配当、利子、特許使用料、利潤などの所得）に対する累進税であり、もう1つは、相続資産（相続する不動産や金融資産）に対する累進税である。これらの累進税は第1次世界大戦以降、歴史上初めてほぼすべての国で同時に、より大きな所得と相続資産に適用された。それは数十%という単位で、永続的に極めて高いレベルに達した。1900-2018年の米国、日本、ドイツ、フランスにおいて、所得と相続資産のヒエラルキーのトップに適用された税率の変化を見ると、1900年に同税率はどこでも10%以下であったのに対し、1920年になると、より高い所得に対して30-70%、またより大きな相続資産に対して10-40%の税率が課せられる。これは、就業人口の4分の1が失業という驚くべき事態の中で、大きな仕事場と新たな社会政策に融資する資金が増大したことを背景とするものであった。ピケティは、最も恵まれたカテゴリーに属する人々の納税をより高めることは当時、当然のこととみなされたと論じる。なぜならかれらは、ベル・エポックにめざましく繁栄したからである。

さらに、そうした高い累進税率がその後も継続して課せられたという点をピケティは重視する。実際に1932-1980年の間に、より高い所得に適用された税率は、米国において平均で実に81%にも達した。また同期間に、より大きな相続資産に適用された税率も75%を示すほどであった。このような高い税率は、同じくアングロ・サクソンのイギリスでも見られた。1932-1980年の期間にイギリス政府は、最も高い所得に対して平均で81%、また最も大きな相続資産に

対して72%の税率を課したのである。

これに対し、フランスではどうであったか。ピケティはこの点について次のような事実を明らかにする。(pp.526-528) フランス政府は1914年7月15日の法制で、所得に対する累進税を決定した。しかしその税率は、最も上昇した所得に対してはたった2%にすぎなかった。第三共和制の政治的・経済的エリートは、租税システムの改革を長い間拒絶してきたのである。フランスのような平等を標榜する国で、こうした政治的姿勢が受け入れられるはずがない。ピケティは、そのような姿勢を偽善であり不誠実であるとして厳しく批判する。このような状況の中で、フランス政府が税率の変更に重い腰を上げたのは第1次世界大戦後であった。これによって確かに、上位の所得に対する税率は引き上げられた。それは、1920年の50%から1920年に60%、そして1925年に72%に上昇したのである。

では、かれらはどうして累進税率を上向きに変えたのか。ピケティは、その理由を社会的背景の観点から論じる。当時の工場労働者は、資金不足とインフレーションにより、購買力を回復できなかった。かれらはそこで、1919年の5-6月に複数回のストライキを行う。これにより、フランスの経済・社会は麻痺してしまった。1917年のロシアにおけるボルシェヴィキ革命は、フランスの工場労働者と社会主義者を結びつけた。このような政治的・社会的な爆発とも言える変動の中で、政府も累進税を当然変更せざるをえない事態に追い込まれたのである。

一方、以上のような租税システムにおける非常に大きなショック、言ってみれば租税のラディカルなイノベーションは次の点、すなわち資産の全般的レベルの崩落が、どうしてそれらの共有を永続させたのかという点の主たる要因となる。この点は他方で、資産の不平等の減少がなぜ一般的に展開されたかを示す。それは、最高の所得の力が、所得税の上昇で低下したこと、また最大の相続資産が世代に応じて減少したことに対応したのである。

ピケティはこの点について、フランスでとくに資産の集中が激しかったパリに焦点を当てながら分析する。それは、パリジャンの相続の記録に関する最近の研究に基づいている。19世紀の終りから第1次世界大戦まで、全体の1%に

相当する富裕なパリジャンは、かれらの所有権による所得（配当，利子，家賃など）のおかげで利益をえた。それは、当時の平均賃金の30倍から40倍に相当するほどであった。それにも拘らず、所得と相続資産に対する課税は5%を超えないぐらいに極めて低かった。パリの最高の富裕者は、この低い税率によって貯蓄を肥やすと共に資産を増して次の世代にそれらを相続させたのである。

ところが第1次世界大戦は、そうした状況を一変させた。そこには様々なショックが現れた。海外資産は収用される一方、インフレーションが起これ家賃も凍結された。同時に新たな所得税も設けられた。その実効税率は1920年代に、全体の1%に当る富裕なパリジャンに対して約30-40%、さらに全体の0.1%に相当する最も富裕なパリジャンに対して50%以上を示す。こうしてかれらの生活水準はかつてのものから大きく下落した。それは、平均賃金の5-10%あたりにまで低下したのである。

このような状況の中で、パリの富裕者にとって、1914年のときの富と同じレベルのものを再構築するのは不可能であった。というのも、そうした人々の相続資産に対する実効税率が1920年代に10%から20%へと次第に上昇し、さらに1930年代には約30%に高まったからである。もちろん、こうした富の下落傾向が、すべての富裕者の家族にあてはまるものではない。しかしピケティは、次のことは確実に言えると唱える。それは、最も高い所得と最も大きな相続資産に対して設けられた新たな累進税のゆえに、この富裕者の社会的グループにおける平均的ポジションが、1914-1950年に間違いなく崩落したこと、そして、それ以前のレベルを再建するのが不可能となるほどに、かれらの地位が低下し続けたことである。

ところで近代の累進的な租税システムは、平等を謳ったフランスではなく、実はアングロ・サクソン諸国にその起点を見ることができると言える。ピケティはこの点について、イギリスと米国を例にしながら詳細に検証する。(pp.528-532) まずイギリスについて見てみよう。イギリスは1909-1911年に、「人民の予算」を採択する。ところが上院は、最も高い所得と相続資産に対する累進税の引上げを拒否した。この上院の姿勢は、累進税による税収が労働者階級に有利な社会政策の原資になることを踏まえると、かれらの力の崩落とその政治的役割の

終焉を自ら進めたと言ってよい。実際にこの累進税は、第1次世界大戦直後から新たに設けられたのである。これによってイギリスの大資産所有者が、戦前の生活水準を維持することは物質的に不可能となる。こうしたプロセスは、とくにイギリスの大きな所有地と関連する。それは、歴史的に見て例外的と言えるほどに集中していた。さらに、このような集中傾向は、内外の巨大な金融資産についても見ることができる。それは、19世紀から20世紀初めにイギリスの資産家によって非常に大きく蓄積されたのである。

ピケティは、これらの歴史的事実を踏まえながら、大規模な累進税の発展に果したアングロ・サクソン諸国の中心的役割を強調する。実際に米国とイギリスにおいて、最も富裕なグループに課せられる実効税率が、1932-1980年に大きく上昇した。1930年代から1960年にかけて、全体の0.1%と0.01%に相当する最も高い所得をえる人々が支払う税率（直接税と間接税の混合）は、税引き前の所得の50-80%にも達していた。一方、平均的な所得の人々の税率は15-30%であり、全体の50%に当たる最も貧困な人々のそれは10-20%ほどであった。さらに、最も高い所得をえる人々に対する限界税率は70-80%を示した。この限界税率は、より高い所得レベルを維持できなくするだけでなく、それはまた、企業経営者に対する極めて高い報酬を抑止することができた。

以上のようなアングロ・サクソン諸国の租税システムに対し、欧州大陸のそれはどうであったか。ピケティはここで、とくに相続税に着目しながら驚くべき事実を指摘する。(pp.530-531) ドイツとフランスでは、1950-1980年に、最も大きな財産に対する税率が20-30%でいどにすぎなかったのである。この点は、米国とイギリスにおける70-80%の税率と極めて強いコントラストを成している。そうした違いは一面で、ドイツとフランスの財政事情から説明されよう。確かにかれらは、不平等体制を転換するために、アングロ・サクソン諸国が用いたほどの財政手段を必要としなかった。

さらにピケティは、もう1つの驚くべき事実を明らかにする。それは、ドイツが第2次世界大戦直後の1946-1948年に、より高い所得に対して何と90%もの税率を適用したことである。ドイツの財政政策は当時、もちろん連合国のコントロール下にあった。しかしここで留意すべき点は、ピケティが正しく論じ

るように、この90%の税率が、ドイツの経済的エリートに対する懲罰的なものでは決してなかったという点であろう。

ところで、このように大きな累進税は、たんに経済的な不平等体制を転換させただけではない。それは、戦後の新しい世界を支えるべく機構をつくり上げる1つの要因となった。ピケティは、その機構を選挙機構と捉える。累進税は、金融的利害による寡頭的支配によって民主主義が損なわれることを防ぐために強く貢献した。我々は、この点をイギリスの歴史の中にはっきり見ることができる。そこでは、累進税による所得と所有権の再分配が、19世紀の社会的・政治的な闘争によってしっかりと準備された。そしてこのことが、普通選挙の拡大、労働運動の発展、人民の予算、並びに上院の地位の最終的崩落を導いたのである。

一方、アングロ・サクソン諸国のもう1つの主要国である米国ではどうであったか。ピケティは、租税システムが米国でいかに変革されたかを詳しく検証する。(pp.532-534) まず、19世紀の動きについて見てみよう。民主党は、1870-1880年代から裕福でない白人階層の要望をまとめる。そうした人々は、新たなイタリア人やアイルランド人の移民であり、下層の入植者であった。民主党は、北東部の金融・産業のエリートが表すエゴイズムを激しく非難しながら、また、富のより公正な再分配の必要を訴えながら、かれらを保護したのである。そして1890年代には、ポピュリスト党が生まれる。これは、土地や信用を小農民に分け与えると共に、株主、資産所有者、並びに大企業による富の占有に反対することをその信条とする。したがって、当時のポピュリストの考えは左派のそれを示すものであった。さらに、このポピュリスト党は、政治的権力を握る意思を持たない。ところがかれらは、米国の租税システムを改革する運動の中心的な役割を演じる。それは、1913年の連邦所得税と1916年の連邦相続税の成立をもたらした。これらの連邦税は、それまでは憲法で権威づけられていなかった。その意味で、そうした租税の出現は米国の歴史で画期的であった。それは、所得と相続資産に対する直接税を累進税とするものである。

ピケティはさらに、米国における所得税の進展に注目する。実際に19世紀と20世紀初めの政治キャンペーンの主眼は、所得税の促進に置かれた。こうした

中で、米国の経済学者も同税に関して大いに議論を展開する。とくにE.セリグマン (Seligman) は、1890-1910年に数多くの著書を出版し、そこで所得に対する累進税を賞賛したことにより、活発な論争を引き起こした。また1915年には、統計学者のW.キング (King) が統計調査の結果、衝撃的な宣言を行う。それは、米国社会はますます不平等になることによって、当初の理想的なパイオニア精神から一層引き離されてしまったというものである。

このキングの宣言は、その後の米国の経済学者に大きな影響を与えた。当時の米国経済学会会長であったI.フィッシャー (Fisher) は1919年に、米国の不平等問題に言及する。彼は、富の集中の増大が米国の主たる経済問題になりつつあることを指摘し、もしもこの点に注意しなければ、米国はかつての欧州以上に不平等になると発言した。フィッシャーは、キングの示した統計に対して非常に不安を感じたのである。事実、当時の米国において、人口のたった2%が富の50%以上を所有する一方、人口の3分の2は何の富も所有していない。このような「富の非民主的な分配」こそが、米国の社会を根底から脅かす。フィッシャーはこうした認識の下に、具体的な改善策を打ち出した。彼は、利潤あるいは資本収益を裁量的に抑えるというよりはむしろ、より大きな相続資産に対してより重い税を課す方法を示したのである。それは、第1世代に対して相続される価値の3分の1に等しい税を、また第2世代に対しては同価値の3分の2に等しい税を課すというものであった。後に見るように、このフィッシャーの提案は、所有権の分散という点で意義深いものと言わねばならない。一方、米国では所得税に関して言えば、1918-1920年に最上位の所得に対して70%以上の税が課せられると共に、1932年にはローズヴェルト (Roosevelt) により、一層大規模な累進税の設定が用意されたのである。

ところで、このように当時の米国の経済学者の世界において、学会会長であったフィッシャーが、自ら不平等を軸とする社会問題の解消に向けて積極的な提言を行ったことは、現在のかれらの保守化・右傾化を考えると驚くべきことである。同時にその頃までは、社会の病を治すのが経済学者の役割であるという意識をかれらが持っていたことを、我々はここで再認識すべきであろう。ピケティもそうした観点から、フィッシャーの提言に触れたに違いない。

4-3. 累進税に対する政治的・社会的反応

先に見たように、19世紀から第1次世界大戦までのベル・エポックに、不平等体制が存続したのは、実は諸国の政府が累進税を拒絶したことに根ざす。ピケティはこのように捉える。(pp.534-536) そこで、18世紀から19世紀まで欧州諸国は財政的に豊かであったのに対し、それ以降のかれらの税収は限られるものとなる。この状況を一変させたのが、20世紀の政府の租税に対する姿勢であった。かれらは、租税国家として決定的に飛躍した。その主たる動力となったのが累進税である。当時の租税に対する国家の力は明らかに上昇した。かれらは、従来の所有権の社会、すなわち有産主義社会から社会-民主主義社会への移行において中心的な役割を演じたのである。

実際にピケティは、次のような概算を提示する。19世紀末から20世紀初めにかけて、欧州と米国における全体の税収は国民所得の10%以下であった。ところがその後、この比率は次第に上昇する。それは1920-1930年に約20%、そして1950-1960年には30%までに至る。1970-1980年以降、そうした比率は安定したものの、それは国毎に著しく異なる。同比率は米国で30%、イギリスで40%、ドイツで45%、フランスやスウェーデンで50%を示す。

以上のように、20世紀に入ると租税国家の力はめざましく高まった。では、そのような徴税力の上昇が一国経済の発展を阻害したかと言えばそうではない。事態はむしろその逆であった。ピケティはこのように認識する。事実、20世紀の欧米諸国において徴税による税収増大は、かれらの発展戦略の中心的要素となって経済成長を著しく引き上げたのである。新たな税収は、大きな投資と共に、教育と医療に対する人々のアクセスの平等化に必要な不可欠な支出を賄うことができた。それはまた、高齢化に対応する（年金のような）ために、及びリセッションの場合に経済と社会を安定させる（失業保険のような）ために、必要不可欠な社会的支出も可能とした。実際に当時の欧米諸国において、税収の大きさは社会的支出のそれを説明できる。この支出は、教育、医療、年金、並びにその他の社会的資金移転と結びついていたのである。

他方で、1910-1950年の期間で決定的に重要なことは、国家の役割が転換した点にある。ピケティはこのようにみなす。(pp.536-538) 実際に1950年代初

めに、社会的国家の基本的要素はすでに欧州で決められていた。国家の全体の収入は国民所得の30%を上回り、その3分の2は教育支出などの多様な社会的支出に振り分けられた。この点は、1910年代初めに国家が、依然として所有権を尊重し保護していた点と対照的である。どうしてこのような著しい変化が生じたのか。ピケティはその理由を、1910-1950年の期間における政治イデオロギーの根本的転換に求める。戦争、危機、並びに革命が、自己調整的市場の限界と社会的・経済的規制の必要を迫ったのである。

さらにピケティは、こうした国家の力の上昇を徴税の側面から見る。(pp.539-541)ここに彼の真骨頂がある。彼が注目するのは徴税の大きな多様性であり、その中に累進税が含まれる。同税は20世紀に大きく発展した。しかも、この累進税の進展と社会的国家の力の上昇との間に、相互補完的な関係が生まれたのである。ピケティが強調したい点はこの点にこそある。事実、1920-1930年と1960-1970年の期間に、より高い所得と相続資産に対して70-80%もの税率が適用された。確かに、これは人口のわずかな部分（一般的に1-2%あたり）に関するものでしかない。しかしここで重要となるのは、そうした累進税の果たした社会的役割である。それは、欧州のベル・エポックを特徴づけた、所有権と経済力の極端な集中を永続的に減少させる上で本質的な役割を演じた。ピケティはこのように唱える。もちろん、社会的国家を融資するのに必要な収入を、そうした累進税のみで十分に満たすことはできない。それゆえ同時に、賃金を中心とする所得全体に対する他の徴税を発展させることが重要となる。ここに2つの公正な社会のためのヴィジョン、すなわち不平等の減少と社会的支出への融資というヴィジョンの結合が図られる。こうして租税の役割は補完性を備える。このことが、所有権の支配する有産主義社会から社会-民主主義社会への転換を可能とするのである。ピケティの主張する基本的論点は、この点に尽きると言ってよい。

他方でピケティは、次のような歴史的事実を注視する。それは、1920-1930年と1960-1970年の期間に欧州では米国と同じく、租税の平均税率（20-40%）と、より高い所得及び資産に適用された税率（しばしば70-80%あるいはそれ以上）との間で大きな差が見られるという点である。こうした租税システムは

明らかに累進的であり、それはまた、不平等の減少と租税に対する人々の満足感を促した。このような、20世紀に出現した租税国家の2つの性格、すなわち大規模な累進性と社会的国家への融資は、次の問いを理解させることになる。それは、所有権の集中が長期にわたって低下したことは、どうして投資と蓄積の進展を妨げなかったのかという点である。実際に、生産的かつまた教育的な資本の蓄積は第2次世界大戦以来、第1次世界大戦以前のベル・エポックを上回るテンポで続いた。このことは、国家が資本蓄積のプロセスに関与したことを示す一方、それほど裕福でないグループの蓄積が、より裕福なグループによって補填されたことを意味する。しかも留意すべき点は、前者のグループが累進税で影響を受けることはほとんどなかったという点であろう。

このようにして見ると、今から半世紀も前に欧米を中心とする先進諸国の租税システムは、累進性を強く打ち出すことによって、それまでの不平等体制を間違いなく打ち壊すことができた。これによって、それほど裕福でない一般庶民の満足が高まったことは言うまでもない。ところが、それからわずか数十年後の1990-2020年の間に全く逆の事態が生じた。ピケティは、この事態を重く見る。裕福でない庶民階層に対する平均課税率は、最も富裕な階層に対するそれと等しいか、それを上回る結果となった。このことは当然に、累進的な税率の場合と正反対の効果を与える。不平等の傾向は高まり、租税システムに対する一般の人々の満足感は低下した。さらに銘記すべき点は、それによって全体の経済成長はむしろ下がったという点である。

このように、租税システムの累進性が不平等の解消に果す役割は極めて大きいと言わねばならない。そして重要なことは、その点が歴史的に実証されていることであろう。我々は、この意義を理解する必要がある。ただし、そこには複雑な問題も見られる。ピケティは次のような問いを發する。(pp.541-542) それは、1920-1930年代に行われた累進税の急激な引上げ(70-80%)が、果して第1次世界大戦という特殊事件がなくても行われたであろうかという問いである。最近の研究は、この問いに関して大戦の重要性を強調する。累進税、とりわけ最も高い所得と資産に対する、ほぼ没収に近い形の課税を正当化するプロセスで、一般大衆の徴兵の役割が重視される。つまり、人民の流した血の後

で、特権階級に対して前代未聞の努力を求めないわけにはいかなかった。それは、大戦から生じた債務を処理するためであり、また国の再建のために一層公正な租税システムを設けるためであった。こうしてある研究は、大きな累進税は第1次世界大戦なしには日の目を見ることがなかった、同時に21世紀においても、大衆の徴兵と同じような経験がなければ租税の累進性が将来強まることはないであろうと結論する。

ほんとうにそうであろうか。ピケティはその点を疑う。彼は、そうした仮説はあまりに厳格で決定論的であると断じる。第1次世界大戦は、天文学的な事件のような外生的事件では決してない。彼はそこに、経済的・社会的な要因を見る。同大戦は、1914年以前の欧州における非常に強い不平等と社会的緊張によって引き起こされた。少なくとも一面ではそうであった。他方で経済的問題も非常に大きかった。例えば海外での資産運用は、大戦直前に国民所得の5-10%をもたらした。それは1880-1914年の間に加速度的に大きく発展した。このことは、富裕者の所有権を一層拡大する他なかった。一方そうした巨大な対外資産運用が、政治的・社会的緊張を一切伴わないと考えることはできない。なぜなら、その運用額はまた、社会保障を可能とする租税のあり方と強く結びついていたからである。

一方、ピケティは次の点も考慮する必要があると指摘する。それは、欧州における国民国家の発展である。このことは同時に、国民的なアイデンティティの硬直的意識と敵対主義を高めた。例えば、植民地をめぐる対抗関係はそれ自体、国民的なアイデンティティの闘いを引き起こした。またフランス南部における、フランス人労働者とイタリア人労働者の間で見られた対抗関係は、自国民と外国人の間の断絶を強める結果となった。それは、国民的・言語的・文化的なアイデンティティを硬直化し、最終的には戦争をも可能とする事態をもたらしたのである。

ところで、欧州における有産主義社会の崩壊に追い込んだのは、第1次世界大戦だけではなかった。ピケティはさらに、当時の大きな歴史的事実すなわち1930年代の危機とボルシェヴィキ事件が、そうした崩壊に対して中心的な役割を演じたと唱える。(p.544) 他方で、第1次世界大戦の効果についても、それ

を他の歴史的出来事と切り離して考えることもできない。例えば、イギリスにおける相続税と所得税の累進化は、大戦以前の政治危機に続いてすでに開始されていた。このように、人々の平等と公平に対する願いは、歴史の中でまさに多様な形をとりながら現れてきたのである。

5. 不平等体制と社会-民主主義

5-1. 社会的闘争の役割

前章で見たようにピケティは、租税システムの累進化が第1次世界大戦を唯一の契機として生じたと捉えていたのではない。そこには、租税の累進性を促す社会的・経済的根拠があった。彼は、この点を主張する。(pp.545-548) それは、米国を例にして論じられる。米国に関して租税の公正を要求する人民の運動は、1880-1890年代以来ますます強く展開された。この運動は第1次世界大戦を経て、1929-1933年の大恐慌時に一層はっきりと現れる。大部分の人々にとって大恐慌が与えたショックは計り知れないほど大きく、このことが、かれらの社会運動に拍車をかけたのである。

一方、1939-1945年の戦争が、最も富裕な人々に対する新たな課税の増大を正当化する上で重要な役割を演じたことも間違いない。それはとくに、米国における1942年の「勝利のための税条項」として表された。その税率は91%をも上回っていた。しかし、こうした租税の累進化は、第2次世界大戦よりはるか前に、ローズヴェルト大統領の指令の下ですでに開始されていた。それは、1930年代の危機的状況の中で推進されたのである。

さらにピケティ、1917年のボルシェヴィキ革命が、租税の公正化に大きなインパクトを与えたことも忘れてはならないと主張する。実際に、この事件は資本家のエリートに関して、かれらの富の再分配と租税におけるポジションを根本的に再検討するように導いた。この点はとくに欧州で明白に現れた。例えばフランスでは、最も高い所得に対する課税の税率を60%にすることが政府で可決される。事実、資本家はロシア革命の波及を恐れた。それは、ゼネラル・ストライキの脅威であった。社会主義運動家の大半は、ソヴィエト連邦とモスク

ワの支配する共産主義に心酔していたからである。こうした状況の下で、全般的な資産没収というリスクに比べ、累進税はそれほど恐ろしいものではなかった。租税の累進性と社会保障の促進は、共産主義革命を心配する資本家にとってそれほど悪いものではない。かれらはそう判断したのである。

以上のような現象は、欧州の様々な国で現れた。例えばスウェーデンでは、社会民主党が政権を握って以来、より高い所得と相続資産に適用される税率は70-80%にも達した。この高い累進税率は、1980年代まで維持されたのである。またイタリアでも、1945-1946年に、より高い所得に対して80%以上の税率が設けられた。これは、ファシズムの崩壊と共和国の設立に基づくものであった。これらの例が示すように、有産主義社会の終焉は、まずもって政治イデオロギーの転換の結果を意味した。ピケティはこのように捉える。同時に彼は、そうした事変の歴史性に注目する。ここに、彼の分析の心髄を見ることができる。実は、社会的公正、累進税、並びに所有権の再分配をめぐる議論は、すでに18世紀に行われていた。それは、フランス革命を経て19世紀末から20世紀初めに、大部分の国で活発となる。とくにそこでは、産業資本主義が生み出した富の非常に強い集中が問題とされた。ピケティはそれゆえ、そうした知的な変化は、軍事的、金融的、並びに政治的な危機と共に、一面では不平等体制を原因とするものであったと把握する。そして、これらの総体が不平等体制の転換を引き起こした。その際に社会的闘争が、政治イデオロギーの刷新と並んで、そのような転換に対して中心的な役割を担っていたのである。

ところで、不平等体制に対する社会的闘争の意義を論じる中で、ピケティはポランニーの議論を援用する。(pp.548-550)ポランニーは、19世紀のベル・エポックは自動調整的市場というイデオロギーに支えられていたと唱える。ピケティは、この点を高く評価する。ポランニーによれば、そうしたイデオロギーこそが、1914年以降の欧州社会を崩壊させると共に、最終的に経済的自由主義を死滅させた。『大転換』の中で、そのプロセスが見事に分析されたとして、ピケティはポランニーを賞賛したのである。この点について、ピケティの行論をもう少し詳しく見てみよう。

ピケティは、ポランニーの示した論点を次のように整理する。ポランニー

は、19世紀の文明は4つの軸、すなわち権力の均衡、金本位制、自由主義国家、並びに自動調整の市場に支えられていたと捉える。とくに彼は、需要と供給の自動調整能力に対する絶対的な信念が、いかに深刻な問題を引き起こしたかを明らかにした。では、そうした事態を脱するにはどうすればよいか。ポランニーは、共産主義ではない社会-民主主義にその活路を見出す。そこでは市場経済は、社会的適合を目的としなければならない。それは、社会的かつ政治的な交渉を前提とするのである。こうした社会的適合は、土地や資源の市場に関しても図られる。要するに、市場が自動的に調整されるという信念は、社会を脆弱なものとする他はなく、むしろその逆に市場の社会的規制こそが重要となる。

他方で、自動調整というイデオロギーは欧州諸列強間の帝国主義的競争を引き起こし、これによって欧州の均衡は破壊された。ポランニーが最終的に示したのはこの点にあるとピケティは捉える。確かに1815~1914年までの1世紀の間、欧州には大きな国民国家が出現し、かれらは私的所有権、金本位制、並びに植民地支配を守るためにまとまった。このことは、資本蓄積の永続性と欧州の繁栄を保証するのに十分であった。このような均衡した競争は、とくに3つの帝国すなわちイギリス、フランス、並びにドイツが望んだものである。かれらは世界的規模で、自身の領土と金融を支援すると共に、かれらの文化的・文明的なモデルを促した。それはまさに、社会的不平等には目を向けずに遂行された。ところが実際には、ポランニーが示したように、以上のような自動調整的競争という原則を適用することは脆いものであった。それは、帝国主義的競争の展開で露呈したのである。

ピケティは、ポランニーの提起した問題をこのように整理しながら、欧州の国民国家は結局自己破壊してしまったことを認める。では、そうした自己破壊性を乗り越えるにはどうすればよいか。彼はこの点について、とくにH.アレント（Arendt）の議論を取り上げながら論じる。次にこの点を見ることにしよう。

アレントは、欧州社会が自己破壊的になることの理由を説く。彼女はポランニーと同じく、1914-1945年の欧州崩壊は、欧州資本主義の矛盾の結果とみな

す。それは、1815-1914年の1世紀の間で調整されることはなかったのである。ピケティはとくに、アレントが、欧州国民国家はグローバル化された産業・金融資本主義によって凌駕されたという事実に着目した点を重視する。(pp.559-560) アレントはそこで、貿易、資本蓄積、並びに工業の成長によって達成された前代未聞の地球的規模で超国家的な大きさを考える。欧州社会は、そうしたあまりに大きな経済力の下に、その社会的結果をコントロールすることができなかつた。彼女はこのように捉えたのである。

そこでピケティは、アレントの行論をさらに次のように整理する。(pp.560-562) アレントはまず、欧州における社会-民主主義の脆さは、それが国民国家を止揚する必要性を十分にまとめられなかつた点にあると考える。これと対照的なのが、ボルシェヴィキとナチの政治プロジェクトの成功であった。かれらは、ポスト国民国家の新たな形態に支えられていた。すなわち両プロジェクトは、人々に対して階級のない社会を約束した。ナチはドイツ人に工場所有者になることを、またボルシェヴィズムは各人が労働者になることを、各々提案する。他方で社会-民主主義は、新たな連邦的形態を用意できなかった。その一因は、かれらが見せかけの国際主義に満足したことにある。ところが現実には、かれらの政治プロジェクトと社会的かつ財政的な国家は、国民国家の狭い枠の中に閉じ込められた。アレントのこのような分析は、19世紀末から20世紀初めに展開された、社会主義、社会-民主主義、並びに労働組合主義の運動に遭遇しながら形成されたのである。

一方ピケティは、アレントの議論を連邦主義の問題と関連させながら再検討する。それは、欧州経済共同体の建設と同時に、植民地帝国の民主主義的連邦への転換という課題を振り返ることになる。実際に前者について言えば、EUは資本主義の調整を今もって図ることができないでいる。またそこでは、社会的、財政的、並びに環境的な公正を達成させるための新たな形態をつくり上げることも十分にできていない。それらはほとんど成功していないのが現状である。他方で後者について、ピケティは西アフリカの旧植民地を例として次のように指摘する。西アフリカ諸国の多くの統治者は、グローバル化された資本主義の中で、社会モデルを発展させることは国民国家という小さな単位では困難

であると明確に認識していたのである。

こうした中でアレントは、連邦主義の中味を問題にした。そこでは、不平等を減少して資本主義を止揚するのか、あるいは逆に経済的自由主義を合憲とするのが問われた。その際に彼女は、民主的な社会的公正に対して非常にネガティブなポジションをとった。ピケティはこう捉える。最終的にアレントのポジションは、1944年にF.ハイエク（Hayek）がとったものに近い。それは、社会的公正を基盤とするすべての政治プロジェクトは集団主義と全体主義に導くとみなすものである。

それでは、連邦主義とはそもそも何を示すのか。果してそれは明白なのか。ピケティはこの点に疑いをかける。（pp.562-565）実は、連邦主義と国民国家の止揚に関する議論は1930-1940年代に非常に盛んであったものの、それは曖昧なままであった。どうして連邦主義は達成されなかったは、この点からもよくわかる。確かにイギリスでは、1938年に連邦同盟運動が開始され、それによって戦争の回避が試みられた。そしてこのプロジェクトは、イギリス本国とその植民地との間で民主的な連邦同盟を引き起こした。この同盟はまた、ナチスに対抗する欧州民主主義を表すものでもあった。他方で経済的側面を見ても、大恐慌は経済的相互依存と新たな集団的調整を必要とした。これらの点でイギリスの連邦同盟運動はとりわけ示唆的であると言わねばならない。

一方ピケティは、さらに興味深い事実を指摘する。それは、イギリスとフランスの大学人が1940年にパリに集結し、連邦同盟の機能の可能性を探究したという点である。これはその後、欧州レベルに拡大したものの、残念ながら合意に達することがなかった。こうした中でハイエクは、経済的自由主義の考えに依りながら、競争、自由貿易、並びに通貨の安定という原則に則った純粋な商業同盟を称賛する。他方で、連邦予算と連邦税の可能性も議論された。これはベヴァリッジ（Beveridge）が提示したものである。彼は、所得と相続資産に対して連邦税なるものを提唱し、上位の税率を60%に設定した。

このような連邦同盟運動をめぐる議論は、実は当時の欧州全体で共鳴された。そこには、イタリアのA.スピネリ（Spinelli）のような共産主義運動家も含まれていた。所有権の保護から成る有産主義社会を崩すためには結局、資本主義

と所有権の関係を調整しながらそれを止揚するという課題を設ける必要がある。そこでは経済関係や貿易関係、さらには所有権の関係が超国家レベルで組織化されねばならない。そして所有権と資本主義社会の永続的な止揚は、最終的に国民国家の止揚を求める。ピケティはこのように総括する。では、戦後の政治運動の中で、それは達成されたであろうか。彼はこの点を問う。それはまた、社会-民主主義のあり方を問題にするのである。

5-2. 社会-民主主義と不平等

我々は、有産主義社会に対する闘争の結果、それが両大戦間期に崩落する姿を見た。そして第2次世界大戦後に社会-民主主義的な社会が現れ、それは国有化や公的システムに支えられながら成功を治めた。しかしそれにも拘らず、そうした社会は不平等の増大に立ち向かうことができなかった。それどころか、不平等は逆に至る所で拡大してしまった。ではどうして社会-民主主義的な社会は失敗したのか。ピケティはこの点を問うのである。(pp.567-568)

1950-1980年の期間は、確かに社会-民主主義の黄金時代であった。そこでは所得の不平等は、他の期間におけるそれよりも著しく低いレベルを表した。この点は米国、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、並びに日本などのほぼすべての先進資本主義諸国で見ることができる。この不平等の減少は、租税政策と社会政策の双方をとおして説明される。それらの政策は間違いなく、より平等で、かつまたより繁栄した社会組織の成立を可能としたのである。この点は、それ以前のすべての社会に比べてそうであった。我々は確かに、社会-民主主義的な社会を実現させたのである。

ところで、ピケティの言うところの社会-民主主義的な社会とはいかなるものか。彼は、社会-民主主義の概念を広義に解釈する。それは、私的所有権と資本主義のシステムに対して、同システムを社会に適合させることをねらいとしたものであり、政治的な実践と組織の全体を表す。そうした社会は実際に、欧州とそれ以外の非共産主義社会の多くの国でつくられた。ただし、厳密な意味で社会-民主主義という政党が1930年代から今日まで公式に続いたのは、スウェーデンにおいてしかない。スウェーデンに関して言えば、ピケティが示す

ように、1910-1911年の政変まではとりわけ不平等な有産主義的な社会であった。そうだとすれば、その社会的転換に我々は注目する必要がある。ピケティは、租税と社会の力の上昇こそが社会-民主主義の最も特徴的な指標であると唱える。スウェーデンはまさに、それを実現させた典型的な例であった。

他方でピケティは、スウェーデン以外にも社会-民主主義を例証するものとしてドイツ、フランス、イギリス、並びに米国を取り上げ、各々について具体的に言及する。(pp.569-572) まず欧州大陸を見てみよう。

第1にドイツについて。ドイツの社会民主党 (SPD) は、メンバー数の点で歴史上最大の社会-民主主義の政党である。その影響は、ドイツの社会的国家を建設する上でかなり大きなものであった。一方、SPD に対抗するキリスト教民主主義同盟 (CDU) も社会的国家を目指した。CDU は、公式の教義として「市場の社会経済」を採択し、とくに社会保障、及び株主と労働組合の間で権力を共有することに関して中心的な役割を演じた。そうした中で SPD は、そのプログラムで国有化とマルクス主義を排除したのである。SPD と CDU は戦後の西ドイツを再建する上で、社会-民主主義としての資格をえることができた。

第2にフランスについて。フランスにおける社会主義運動は、1920年のトゥール (Tours) 会議以来、ソ連を支持する共産党と、ソ連とは別の形の下で社会-民主主義を目指す社会党によって促進された。かれらは1936年に、人民戦線の合意の中で共同すると共に、戦後の社会保障システムの設立に中心的な役割を果たした。両党は国有化、集団交渉、給与表、並びに労働組合の問題に対して大きく貢献した。そしてかれらはついに、1981年に左派連合で勝利し、社会-民主主義という称号をえる。かれらは、欧州における社会-民主主義的な社会の構築に向けた家族の一員となった。ところがそれは、一方で社会党と共産党の連合で生まれたものの、過度に中道主義的であるとして強く非難されたのである。

他方で、アングロ・サクソン諸国ではどうであったか。まずイギリスについて見ると、そこでは労働党政権の下で社会的国家が目指された。しかしそれは、M.サッチャー (Thatcher) の率いる保守党政権により1980年代に一変する。税

取は依然として大きいものの、その対 GDP 比はドイツやフランスのそれに比べて小さい。一方米国では、1932年以来ローズヴェルトの行ったニューディールに続いて社会-民主主義が掲げられ、それは第2次世界大戦後に引き継がれる。ただし、米国で発展した社会-民主主義は質の悪いものと化す。そこでの義務的な税徴収と社会的支出のレベルは、1950-1980年の期間に、欧州諸国のそれと比べて急速に劣化した。それはもはや、19世紀や20世紀初めのものではない。とくに医療保障の面で、その点が鮮明に現れた。1965年に採択された公的な医療プログラムの対象は、65歳以上の人々と最も貧しい世帯に限られた。それほど貧しくない賃金労働者の医療が、同プログラムで保障されることはなかった。と言ってかれらば、民間から医療保障を受けるほど裕福ではない。ところが他方で、租税の累進性について見ると、米国は欧州より進んでいた。所得と遺産に対する課税は、欧州諸国よりも米国で一層累進的であった。これに対して、社会的国家という点で米国は欧州よりもはるかに劣る。ここに、米国特有のパラドックスを見ることができる。

このようにしと見ると、社会-民主主義の観点から規定される社会的国家のあり方は、欧州大陸諸国とアングロ・サクソン諸国において様々に異なることがわかる。そこでピケティが問うのは、そうした社会的国家の下で不平等体制を崩すことが果してできたであろうかという点である。(pp.573-575)

ピケティはまず次の事実、すなわち1980年以降に欧米、インド、並びに中国を中心として、世界の大部分の地域で不平等体制が復活する動きを注視する。全体の10%に相当する最も富裕な階層の所得が大きく上昇した一方、全体の50%に当る最も貧困な階層のそれは著しく低下した。こうした中で、欧州の社会-民主主義的な社会では確かに、不平等の進展が最も低かった。この意味で、欧州の社会-民主主義モデルは1980年以降、不平等の傾向を示す他のモデルよりも平等を一層保障するものであった。しかしそれは、1914-1950年の期間に見られたほどの不平等の減少を示すものではない。ピケティはこのように認識した上で、租税競争と経済成長という文脈の下に欧州の社会-民主主義政府は、不平等問題を解消できなかったとみなす。事実、そのとおりであった。2010年代に、全体の10%に相当する最も富裕な人々の所得は、全体の50%に当る最も

貧困な人々のそれよりも約8倍も高い。それは、20世紀初めの約20倍に比べれば低いものの、なお高いままである。それゆえ社会-民主主義的な社会は、それがたとえベル・エポックの有産主義的な社会よりも不平等ではないにしても、依然として非常にヒエラルキー的な社会であると言ってよい。この点は、とりわけ米国で明確に現れた。2010-2020年に、米国における租税と社会的資金移転は、最も貧しい人々の生活状況をほんのわずかしき改善しなかったのである。

以上に見たように、先進資本主義諸国においては社会-民主主義という旗印を掲げたにも拘らず、不平等体制は依然として存在する。否、それは今日むしろ深まっているとさえ言える。この点を象徴的に物語るのが、庶民階級の地位の崩落であった。それは、初等・中等教育への普遍的なアクセスという点でパイオニアであり、またそれがゆえに20世紀の初めまで欧州よりもはるかに平等であったはずの米国で鮮明に現れたのである。周知のように、1980年代以来米国は、先進諸国の世界で最も不平等な国となる。かれらはいかにしてそうなったのか。ピケティは、その根因を探る。(pp.610-611)

米国における社会-民主主義は、イデオロギーとしてどのようなものであったか。まずこの点が問われるであろう。ピケティはその始源を社会-生得説(nativisme)に見る。実際に民主党は長い間、黒人に対しては人種分離主義(アパルトヘイト)、一方白人に対しては平等主義のスタンスをとってきた。米国において社会的かつ財政的な国家が、欧州におけるよりも制約されている要因を、この点にこそ見ることができる。もちろん、欧州でも1980年以降に不平等は増大したものの、その程度は米国よりもはるかに弱い。欧州における全体の50%に相当する最も貧困な人々の所得は、全体の1%に当る最も富裕な人々のそれをはっきりと上回っていたのである。

今日、米国の不平等は爆発的に増大している。とくに非常に高い所得をえる人々、すなわち全体の1%に相当する階層の所得が前代未聞なほどに高まった。具体的にはかれらの所得だけで、全体の50%に当る最も貧困な階層の所得を超えている。前者の平均所得は、後者のそれよりも50%以上も増大し、2015年には前者の平均所得が後者のそれの実に80倍に達する。この所得格差は、ベル・エポックの欧州で見られたものをはるかに上回っている。

さらにピケティは、最も重要な現象を指摘する。それは、全体の50%に相当する最も貧困な階層の地位の崩落である。まさしくかれらは、この間に犠牲者と化した。かれらの購買力は、1960年代末以降の米国で完全に停滞した。その平均所得は、課税と資金移転が行われる前で15000ドルであり、それは半世紀にわたってほぼ同じなままにある。この状況は、課税と資金移転を考慮してもわずかしこ改善されない。フード・スタンプを含めた貨幣的資金移転の結果を見ても同様である。このことは、最も貧困な人々の支払う税金（とくに間接税）が、かれらの受取る貨幣的資金移転額に等しいことを意味する。一方、医療保険システムと結びついた資金移転を含めるとどうであろうか。かれらの所得は確かに、それによってあるていど上昇したものの、その生活水準の向上は長期にわたって非常に制限された。この点で、再分配の規模は限られていたのである。

ピケティはこうした分析をとおして次の点を明らかにする。(pp.616-618) それは、貨幣もしくは実物に関する資金移転政策は、第1次的所得すなわち課税と資金移転が行われる前の所得の大きく歪んだ状況を、満足のいくように調整できないという点である。したがって重要なことは、所得の第1次的再分配を変えることに尽きる。それは、法、租税、並びに教育に関するシステムの変更を求める。これによって全体の50%に相当する最も貧困な人々は、より多くの報酬をえられると共に、雇用や所有権にアクセスすることができる。米国が今日、欧州よりも一層不平等になっていることはまさに、第1次的所得のより大きな不平等による。こうした不平等を減少するのが、課税と資金移転に他ならない。それゆえ、少なくとも「先行分配 (prédistribution)」政策、すなわち第1次的な不平等のレベルに影響を与える政策が本質的に重要となる。ピケティはこう唱える。

他方でピケティは、不平等をつくり出す社会システムとして、集団交渉や労働組合の重要性を主張する。(pp.618-619) 中でも最低賃金は、賃金の不平等の歴史的变化を説く上で中心的な論点となってきた。米国について見ると、その最低賃金は1950-1960年代に世界で最も上昇したのに対し、1980年以降にそれは少しずつ減少した。その結果、人々の購買力は半世紀前に比べて30%も低

下する。このような米国での最低賃金の崩落は、1980年代以降における低賃金労働者の賃金が一層減少したことの大きな要因となった。これはまた、賃金労働者の交渉力が一般的に弱まった状況の中で生じたのである。

同時にピケティは、第1次的な不平等に決定的なインパクトを与えるものとして租税システムが重要であると唱える。(pp.620-622) この点は、相続税や所有権と資本に対する累進税を見ると明らかである。こうした主張は、彼の研究で一貫してなされていると言ってよい。実際に、それらの資産に対する租税が、新しい世代における所有権の不平等を減少させ、したがって将来の労働所得の分配を等しくするのである。また所得に対する累進税が、それほど明確ではないものの、やはり第1次的な不平等に対して非常に強いインパクトを与える。第1に、最も高い所得に対する累進税は、貯蓄を集中させる、それゆえ所有権を集中させる可能性を制限する。その結果、中流かつ庶民の階級の所有権に対するアクセスが促進される。実際に、1930-1980年における、非常に大きな所得に適用された極めて高い税率は、企業経営者の天文学的な値の高報酬を終らせた。これと逆に、1980年代のそうした税率の非常に大きな低下は、かれらの所得を急激に上昇させる上で決定的であった。このことは同時に、企業経営者と賃金労働者の交渉をめぐるゲームが、前者を完全に有利なものとするように変化したことを物語っている。これにより、執行部の報酬は限りなく増大したのである。

一方ピケティは、租税システムと並んで教育システムが、不平等体制の形成において決定的な役割を果たすと論じる。(pp.622-623) 実はこの論点は、彼の研究の出発点から一貫して提示されている⁹⁾。現代の飛躍的な技術進歩により、生産システムは一層職能を求めるように転換した。これによって教育投資が不平等を増大させることになる。1980年代の米国で、それは明確に現れたのである。また、主要先進諸国がサービス化の時代にこぞって突入したため、そこでの新しい世代はますます高等教育にアクセスすることを試みたのも事実であった。

そこでピケティは、そうした傾向が強まる中で問題とすべき重要な論点があることを指摘する。(pp.625-627) それは、高等教育が人口の特定の部分にし

か関与しないという点である。実際に、高等教育の卒業資格を持った大人の比率は、主要先進諸国で30-40%にすぎない。さらに、高等教育へのアクセスは結局、両親の所得によって決定される。この点に留意する必要がある。具体的に米国で子供が大学教育へアクセスする割合は、最も貧困な階層の子供に関して言えば2010年代半ばで20-30%ほどに小さい。これに対して、最も富裕な階層の子供の場合、その割合は90%以上に達する。このように、米国では社会的流動性が著しく低い。それはまた、教育と社会のシステムに関して極端な階層化が現れていることを意味する。事実、勉学に要する私的なコストは、1980年代以降に天文学的レベルに至る。教育投資における私的な財源は、米国を中心とするアングロ・サクソン諸国でかなり大きいと言わねばならない。一方フランスなどの欧州諸国で、それはかれらの半分ほどである。もう1つ注視すべき点は、米国でははっきりと示されているように、最良の私立大学と公立大学の格差であろう。それは過去数十年間で明らかに拡大した。この大学間の不平等は、資産と金融の発展によって一層悪化した。それは、大学がグローバル資本主義に開放されたことで引き起こされた。大学の財源に対し、報酬を目当てとしてより多くの資金が市場から与えられ、その結果大学間の格差はますます拡大したのである。ピケティの示したこれらの事実を、我々は正視する必要がある。

他方でピケティは、教育投資と経済成長の関連にも言及する。(pp.633-637) というのも、両者の間に正の相関関係があることを歴史的に認められるからである。実際に1980-1990年代の富裕国における教育投資の停滞は、不平等を増大させただけでなく、同時に経済成長を低下させた。米国の1人当たり国民所得の成長率は、1950-1990年の40年間から1990-2020年の30年間に半減したのである。ところが、これと反対に不平等は増大した。これはまた、上位の所得に対する課税が、成長と同じく半減した結果であった。この点は、累進税の高い欧州と対照的である。では、大きな累進税が生産性の上昇にブレーキをかけたかと言えば決してそうではない。その逆である。すでに示したように、租税システムの強い累進性が不平等の減少と経済成長の増大に一致していることを、歴史的経験は我々に教えてくれる。第1次世界大戦以前にはっきりと現れたよう

に、非常に強い度合の不平等は、経済成長に何の貢献もしなかったのである。

ところで米国は、19世紀と20世紀の間に教育面で先進国であった。このことが、実は米国が同期間に欧州よりも生産的に一層発展したと結びついていたのである。それは、租税が低かったからでは全くない。確かに米国は、初等・中学教育において欧州よりも進んでいた。そして、この歴史的教訓は他国で活かされることになる。実際に1950-1990年において、富裕国全体で教育投資が例外的に増大し、これがかれらの高い経済成長をもたらした。このことと真逆の現象が1990-2020年の教育投資の停滞であり、それは生産性の低下につながったのである。このように過去2世紀の歴史に光を当てて見れば、平等と教育こそが経済発展の主要因であったことがわかる。それらは、不平等、所有権、並びに安定を神聖化することよりも、はるかに大きな発展を達成させたのである。ピケティはこのように総括する。(p.637)

5-3. 社会-民主主義の限界

ピケティは以上の議論を踏まえながら、不平等を解消する手段としての公正な租税とは何か、またそれは社会-民主主義の下でいかに行われたかという問題を提起する。(pp.637-638) これらの問いはまた、国民国家の止揚という問題と結びついている。

社会-民主主義の社会では1980-1990年代から、公正な所有権の規律を再規定することが困難となる。そこでは国有化を基盤とするアジェンダが魅力を失うと共に、第3次産業化にも応じる必要が生じた。このような政治イデオロギーの限界は、実は租税に関する考察が不十分であったためではないか。ピケティはこう問題提起する。実際に社会-民主主義、社会主義、並びに様々な民主主義の政党は、租税の教義と公正な租税に関する問題をこれまで無視してきたのである。彼はこう認識しながら、社会-民主主義の今日的限界について論じる。

一般的に社会主義運動は、所有権制度の問題から発生する。これは、国有化の照準に沿うものであった。ところが、企業の国家による所有に焦点を当てることは、共同経営に関してだけでなく租税に関しても、考察することを妨げてしまった。要するに、資本主義を止揚する唯一の解決として国家の集権化を論

じめることは、租税の問題を真剣に取り上げないようにしたのである。ピケティは、社会-民主主義が租税に対して十分に考えなかったことの証左として、次の2点を指摘する。第1に、社会-民主主義や社会主義は、累進税を保つと同時にそれを一層深めるために必要な国際協力の発展を理解しなかった。かれらは、有害な租税競争を阻止する条件をつくり出すことができなかつたのである。第2に、所有権に対する累進税の問題をまとめて検討することがなかつた。しかしこの問題は、私的な資本主義を止揚するという野心的な試みにとって中心になる問題である。

一方、20世紀の社会-民主主義は、原則的にはつねに国際主義であった。ところが政策的な実践について見ると、かれらはそれほど国際主義を表すことがなかつた。ピケティはこのように断じる。(pp.638-639) とりわけ第2次世界大戦以降、社会-民主主義運動は、財政的国家かつた社会的国家の建設を国民国家の狭い枠組の中で遂行したのである。こうした運動は確かに成功したものの、他方でそれは、連邦的政治形態ないしは超国民的形態を真に発展させるものではなかつた。かれらはポスト国民的レベルで、連帯と租税を定着させることに失敗したのである。そしてこのことは、欧州を典型的な例として現れる。そこでは、共通の租税と社会政策が欠如したままとなっている。こうしてピケティは、欧州レベルでの社会-民主主義の問題に焦点を当てて論じる。(pp.639-640)

欧州での様々な社会-民主主義的かつ社会主義的な運動が、欧州共同体の発展を促進したことは間違いない。欧州石炭・鉄鋼共同体に始まる一連の政治的、経済的、並びに商業的な合意は、前代未聞の平和と繁栄の時代を開花させた。それはとくに、国際協力のおかげであった。そこでは競争条件が規制されると共に、単一条項の下で商品、サービス、資本、並びに人の欧州における自由な循環（「4つの自由」）が原則とされた。そしてマーストリト条約（1992年）において単一通貨が設定されると同時に、欧州とその他の世界との貿易・商業上の合意が一層求められた。こうして歴史家は、1950年以降の半世紀にわたる欧州建設の正当性を語る。それはまた、欧州の国民国家を救済する作業として位置付けられた。実際にEUは、欧州の旧国民国家に対し、かれらの生産と通貨

の交換をコーディネートすることができた。

ピケティはこのように、欧州建設のこれまで果たした役割を一定に評価する。しかし彼は、欧州が今日様々な制約に苦しんでいることを直視し、その背景にいかなる問題があるかを探る。(pp.640-642) 欧州建設は21世紀に入って、実際に人民の拒絶という脅威に晒された。Brexit はそれを如実に示している。筆者は先に、Brexit の可能性に関して、その背後に民衆の EU に対する反逆があることを示した⁽⁴⁾。そしてピケティも同様の視点に立っていることがわかる。

(pp.640-642) 彼はこの数十年間に、欧州で一般の人々の間に次のような感情、すなわち欧州が、庶民や中流階級を犠牲にする一方、より恵まれた人々や大企業に利益をもたらしたという感情が急速に広まったことを指摘する。こうした「ユーロ懐疑主義」は同時に、一般市民の新たな移民に対する嫌悪感、並びに庶民の、社会からの脱落という思いを高める結果となる。欧州はまさしく1980-1990年代以降、不平等の増大と経済成長の低下が同時進行する事態に至ったのである。

では、どうして欧州はこのような失敗に陥ったのか。ピケティは、それは実は、その基本原則そのものによるとみなす。欧州建設はこれまで、競争に基づく発展モデルに支えられてきた。これは、最もよく移動できる人々に一層の恩恵を与える。一方、加盟国間で共通の社会政策を採用することができない。とくに租税に関しては、満場一致の規則が1950年から今日までまかり通っている。欧州建設は今まで、財と資本の自由な競争と移動が集団的な繁栄と社会的調和をもたらすのに十分であるという仮定に基づいて進められてきた。また諸国間の租税競争によって、コストは取り除かれるとみなされた。しかしピケティは、これらの仮定は支持できないと考える。とくに過去数十年間に見られた不平等の進展、並びにそれが導いた危機の点で、そのことは明らかである。確かに欧州統合は1950年代以降、共同市場の建設という戦略に支えられてきた。そして自由・競争主義のイデオロギーは、保護主義により危機が高められた兩大戦間期の経験を教訓にするものとして表されたのである。

しかし欧州の建設は、こうした競争原理のみで十分に行われるであろうか。ピケティはこう問いかける。そこで彼は、欧州建設がもう1つの歴史的教訓を

忘れていたことを指摘する。それは、1815-1914年の1世紀に渡る不平等の制御不能が、市場に対する社会と租税による規制の必要を示したことである。ところが驚くべきことに、欧州の社会-民主主義的な政党、とりわけフランスの社会党とドイツの社会民主党は、租税に関して規律を設ける提案を真に提示したことは全くなかった。

欧州における国民国家に適用される連邦建設は、確かに明白さを欠く問題である。ピケティはこの点を認めた上で、それでもそうした建設によって初めて民主的連邦における共通の租税を採用できると唱える。そしてこのことは、すでに1938-1940年に目指されたのである。そこでは、連邦同盟運動をめぐって議論が展開された。ところが今日、そうした運動は頓坐している。欧州諸国間の満場一致という規律は、1990-2020年の間つねに租税ダンピングの動きを加速してきた。とくに会社の収益税に関して、その点があてはまる。1980年代に大部分の諸国における当税率が約45-50%であったのに対し、EUの平均税率は2018年に22%ほどに低下したのである。

社会的国家の資金を賄うために、税収が一層必要とされるのは当然であろう。ところが欧州は、法人税を低下させる競争で世界のリーダーとなる。そこでの企業は競争の面で、実に米国のそれよりも有利な立場に置かれた。これは、租税競争効果以外の何物でもない。ピケティはこのように唱える。さらに彼は、欧州建設における根本問題を次のように鋭く指弾する。そうした建設は、「自由で歪みのない」競争の原則を防衛する一方、それは社会的国家の発展に無関心となる。今日の欧州が抱える最大の問題は、この点に尽きると言ってよい。

他方でピケティは、欧州における資本移動の自由化原則に注目し、それに対する社会-民主主義政党の姿勢を問題にする。(pp.643-645) 1980年代から欧州と世界で展開された資本移動の自由化に対して、欧州の社会-民主主義政党、とりわけフランスの社会党は中心的な役割を演じた。かれらは、1983年に為替コントロールを行ったものの、それによって富裕な人々による資本流出入を減少させることはなかった。フランス社会党は1984-1985年以降、経済政策を根本的に変更した。筆者も拙著で明らかにしたように、かれらはそれまでの規制強化から規制緩和に向けて、経済政策の方向を明らかに転換したのである⁹⁾。

その結果、単一条項に関してもフランス社会党は、ドイツ・キリスト教民主主義（CDU）の要求を受け入れる。それは資本の完全な自由化をねらうものであり、1988年の欧州指令を経て1992年のマーストリヒト条約で再度謳われた。この資本の自由化はさらにOECDとIMFに引き継がれ、新たな国際標準となる。欧州は低い法人税に続いて、ここでも世界を主導したのである。

では、なぜフランスはドイツに譲歩したのか。そこには、フランスがドイツの案を受け入れるための条件が示されていた。それは、単一通貨の成立と共通の連邦的国家主権の獲得であった。実際に欧州中央銀行（ECB）は、真に連邦的な唯一の欧州機関である。ドイツの代表団は、これに反対することができない。こうして欧州建設は、資本移動の完全な自由化を1つの大前提とする。ただし、このことが将来の不安定要因になることを、当時の行政アクターが認識していたかは定かでない。そればかりかピケティが最も問題視するのは次の点、すなわち1980年代以降にグローバル規模での資本の自由移動が、一国の租税と社会の目的から完全に独立して遂行されたという点である。さらに彼は、もう1つの重要な事実を注視する。それは、経済と金融の自由化が、必ずしもアングロ・サクソン諸国の「保守的革命」のみに依存するのではなく、実はその過程でフランスとドイツが中核となる役割を演じたことである。つまり、資本の自由化は欧州の社会-民主主義によって一層促された。こう言っても過言ではない。

一方ピケティは、欧州の社会-民主主義が失敗したもう1つの側面を指摘する。（pp.645-646）それは、租税システムの面である。実際に戦後の社会-民主主義は、社会的かつ財政的な国家を超国民的レベルで組織することができなかった。諸国間のコーディネーション不足により租税競争は激化し、このことは、特定の社会グループを有利にした。その結果、所有権と資本所得の集中は、ベル・エポックで見られたものほど極端でないものの、20世紀末から21世紀初めに非常に高まった。それは、労働所得の集中よりも一層際立っていた。このことは、より高い所得の大きな部分が資本所得、とりわけ配当や利子などの金融資本から生まれることを意味する。資本移動の自由化はまさしく、所得の不平等を引き起こしたのである。

そこでピケティは、こうした資本移動の自由化を、租税の累進性の低下と結びつけて考える。(pp.648-650) 前者の結果として現れた所有権、とくに金融のその非常に強い集中は、租税のコーディネーションのないままに、租税システム全体の累進性を侵食した。彼はこのようにみなす。事実、1990-2020年に欧州の企業は、収益税の低下から恩恵をえる一方で、様々な税法上の違法行為を發展させた。かれらはこれによって、配当や利子に対する累進税を免れた。したがって企業は、賃金労働者の所得に対してよりも低い課税を受けることに成功したのである。

他方でピケティは、義務的な徴税を計算しながら、1980-1990年代以降に租税の累進性がそれ以前に比べてはるかに弱まったことを示す。(pp.649-650) より高い所得に適用される税率は低下し、この傾向は違法な制度の發展によって強まった。フランスにおける義務的な徴収の税率は、全体の50%に相当する最も貧困な人々に対して45-50%、それに続く40%に当る人々に対しては50-55%である一方、全体の1%に相当する最も富裕な人々に対しては逆に45%に低下する。要するにフランスの租税は、所得分布の低位と中位の部分でわずかに累進的であるものの、最上位の部分に対しては逆進的になる。前者については、間接税(特別付加価値税としてのTVAやエネルギー税など)と最も貧困な人々に対する社会保険料から生じる。また最も富裕な人々に対する累進税の重みが減少したことは、数多くの税免除から説明できる。この免除には、とりわけ資本所得から生まれる利益が含まれる。また、最上位の所得に対する逆進性は一層目立つものである。

さらにピケティは、これらの事実に加えて次のような極めて重要な点を強調する。それは、そうしたすべての推計が、最も富裕な人々による「租税天国(paradis fiscaux)」の利用を全く考慮していないという点である。このことは同時に、最上位の所得に対する逆進性の度合を過小評価させてしまう。このような租税の違法的回避は一体何を意味するか。もしも我々が、社会的支出と教育投資の融資を望むとすれば、それにはすべての人が公平に貢献すべきであろう。ピケティはこの点を踏まえながら、そのためには租税システムが透明で公正であることが必要不可欠と説く。そこで庶民や中流の人々が、最も富裕な

人々よりも一層社会的国家に貢献していると感じるとき、何が起るか。彼は、そこには明らかにリスクがあるとみなす。租税に対する人々の合意は、社会-民主主義的な社会の基盤とならなければならない。こうしたピケティの主張は、J.-J.ルソー（Rousseau）のそれに通じる。ルソーは、租税は、人々の同意により正当に設けられねばならないと同時に、国家主権によって要求されてはならないと唱えたのである⁶⁾。それゆえ、そうした社会の基盤が揺らいだときに社会のリスクは当然に高まるであろう。この数十年間に、社会-民主主義の名の下で国民国家を止揚することも、また公正な租税システムの超国家的形態を促進することもできなかった。このことは、社会-民主主義的な国家の内部を侵食すると共に、その脆弱性を露呈した。ピケティは、社会-民主主義の失敗をこのように総括する。そこで彼は、それを建て直すための最重要なファクターとして再び累進税に焦点を当て、その意義を論じる。次章でこの点を詳しく見ることにしよう。

6. 所有権と累進税

6-1. 累進税の概念と所有権

ピケティは、以上の議論を踏まえながら最終的に、一体公正な租税とは何かという問題を提起する。(pp.650-651) このことはまた、所有権をめぐる不平等をいかに解消するかという問題に直結する。こうした問題は実は、18世紀から累進税をめぐる論じられてきた。ここでは、最も貧困な人々に対して一層低い税率を課す一方、より富裕な人々に対してその率を次第に上昇させることが検討された。累進税に関する多くのプロジェクトは、とくにフランス革命の下で考案され、それは20世紀に入るとすべての大陸で普及したのである。

そこでピケティは、累進税の概念をもう少し掘り下げながら整理する。累進税は一般に、3つの大きなカテゴリーに分類される。それらは所得に対する累進税、遺産に対する累進税、並びに資産の所有権に対する累進税である。これらの累進税は各々正当性を持つ。同時にそれらは、互いに補完的なものとして捉えられねばならない。ここで3つの累進税の具体的な中味を見ると次のよう

になる。第1に所得に対する累進税。これは原則的に、一定の年度内に認められる所得（労働所得あるいは資本所得）の全体に基づく。第2に遺産に対する累進税。これは資産の移転が生じたときに課税されるもので、それによって財産の世代間の永続的所有と資産の集中を減少させることができる。そして第3に所有権に対する年々の累進税。これは財産、資本、あるいは資産に対する課税を示し、それは毎年所有する資産全体に応じて徴収される。この課税は、一層永続的に貢献するものと考えられ、それは唯一、所有権の永続的な再分配と資産の真の循環を可能にする。

さて、ピケティはこうした累進税の概念に関する検討を経て、とくに所有権に対する累進税に注目する。(p.652) 歴史的経験が示すように、19世紀末から20世紀にかけてほぼすべての先進諸国で、所得と遺産に対する累進税が課せられた。その税率は1950-1980年に非常に上昇し、60-90%ほどに達する。他方で所有権に対する累進税も、数多くの国で重要な役割を演じた。この点は間違いない。とりわけ米国と欧州において、私的所有権に対する年々の、かつまた永続的な累進税に関して議論されたことは極めて示唆に富む。この所有権に対する累進税は、21世紀に入ると租税に関する中心的な問題として現れたのである。それはまた、1980-1990年代以降に、私的所有権が極度に高まって資産が集中したことの結果であった。

ピケティはそれゆえ、本書におけるテーマの1つとして、所有権に対する真の累進税の設定を掲げる。この累進税は、資本の普遍的な贈与を可能にするからである。それによって、グローバル化した資本主義による不平等の発生に立ち向かうことができる。彼はこのように唱えながら、所有権に対する累進税を具体的に考察する。(pp.657-658)

ピケティはまず、所有権に対する年々の課税に関する歴史的経験を踏まえ、欧米諸国を2つのグループに分けて検証する。第1のグループは米国、フランス、並びにイギリス。そこでは、所有権に対する年々の累進税を課す案に対し、資産所有者が長い間強く抵抗してきた。その結果、18-19世紀に続いた遺産に対する比例的な租税システムが真に変革されることはなかった。第2のグループはドイツや北欧諸国（オーストリア、スイス、スウェーデン、ノルウェー、

デンマーク)。これらの国は第1のグループとは逆に、1890-1910年に資産に対する年々の累進税を設定し、同時に所得と遺産に対する累進税をつくり出した。

そこでピケティは、第1のグループに属する国を取り上げ、それらの国における問題点を摘出する。(pp.658-659) 最初に米国の租税システムの歴史を振り返ると、所有権に対する課税が租税の中心的な役割を担ってきたことがわかる。それは資産税の形をとった。この税は今日、米国の主たる税収の1つとなっている。一般に所有権に対する課税は、もしもその税率が低くて比例的であれば、大きな資産の保有者に対してそれほどの脅威にはならない。これが米国の資産税である。それは、フランス革命の下で確立された不動産税のシステムと同じであり、同税は19世紀の長い間フランスの資産所有者の眼に理想的な税と映ってきた。このことが、かれらの財産の蓄積と集中を促したのである。同時にこの不動産税が、第1次世界大戦までフランス国家の主たる税収となった。ところで、こうした資産税としての不動産税は、21世紀初めにおいても地方税として存在する。この点を銘記する必要がある。その税収は、米国やフランスで非常に大きな財政収入となっている。それは、たんに住宅の保有に対してだけでなく、企業による生産的資本（オフィス、土地、倉庫など）として用いられる専門職的財に対しても課される。

では、この資産税と資産に対する累進税とは、どの点で基本的に異なるか。ピケティはこの点を明らかにする。(pp.659-660) 両者の中心となる違いは、不動産税のような資産税は、厳密に比例的であるという点に見ることができる。それは、企業が専門職的財を所有する、あるいは利用するレベルに応じて課される。第2の本質的な違いは、資産税が資産とりわけ金融資産の数多くを免除している点にある。ところが、そうした金融資産は今日、資産の中で明らかに大きな部分を占めている。ピケティは、まさにこの点を問題にするのである。実際に金融資産に対する課税は、結果として不動産に対するものよりもはるかに少ない。なぜなら、金融資産の一部は外国に投資されることで税金を免れる一方、国内の企業に投資された資産、とくに機械や設備、あるいは特許のような無形の財の数多くも、やはり課税を逃れるからである。そしてこれらの免税措置は、所有権に対する課税の問題をめぐる政治イデオロギーの成果でもあっ

た。ピケティが強調するのはこの点である。

ところで、資産税はそもそも不動産に対してのみ課されるのではない。それは、個人的な所有権とりわけ金融資産にもかかる。しかし、例えば米国で見られるように、資産税は不動産税に限定されてしまった。ピケティは、この事実を注視する。(pp.661-663) 多くの金融資産を保有する富裕者は、そうした租税措置を強く要求すると同時に、ハーヴァード大学を中心とする大学のエリートもこの要求を支持した。こうして金融資産（証券）に対する免税措置は、税収の巨額の損失となって現れる。しかしピケティはここで、実際に金融資産に対して例外的に課税された歴史的経験に着目する。第2次世界大戦直後のドイツ、日本、並びに数多くの国で、それは実行された。その目的は明白であった。それは、最も富裕な人々による納税義務を目指したのである。

6-2. 累進税と社会-民主主義

ピケティは、累進税の果たした歴史的役割を以上のように把握する一方、では、現代の先進資本主義諸国においてそれはいかに考えられたかを、米国、フランス、イギリス、並びにドイツ・北欧を例として検証する。

まず米国について見てみよう。(pp.664-665) そこでは1980-2020年の期間に、資産の不平等が非常に増大する。同時にこのことは、経済成長の停滞と結びついていて、そこで2010年代半ば以降、民主党の責任はますます大きなものとなる。かれらの中で左派の党員、とくにB.サンダース (Sanders) は、より高い所得と遺産に対して70-80%の税率を設けることを訴えた。しかし彼は結局、H.クリントン (Clinton) に負けてしまう。また2020年の大統領選では、ある民主党候補者が、米国で初めて財産に対する連邦税の設定を提唱した。これは、E.ウォレン (Warren) が2019年以来主張してきたものである。さらに、この租税プロジェクトは出国税を伴う。それは、国外に出ることを選択した資産に40%の税金を課すものであり、この課税はすべての資産に適用された。こうした連邦税は言うてみれば、最も大きな資産の所有も一時的なものにすぎないことを意味する。要するに、最大の資産所有者に対して一層高い税金を課す必要がある。この租税プロジェクトが求める点は、この点にこそある。ところが実

際には、この種の議論が米国で十分に行われることがなかった。

他方でフランスでは、19世紀から20世紀にかけて、所有権に対する真の累進税を設けることが盛んに論じられた。(pp.665-666) この租税プロジェクトは第1次世界大戦直前に、緊急事態の最中で提示された。しかしそれは、資産に対する年々の累進税で引き起こされる不安とイデオロギー上の抵抗に遭遇する。そして1920年代に、左派の連合は達成されなかったと共に、過激派も小規模な所有権に対して不安を感じる事がなかった。一方、社会主義者は租税プロジェクトよりも、むしろ国有化に対してより大きな関心を寄せる。当時の左派によるそうした租税に対す抑制的姿勢は、所有権に対する累進税に関して社会主義運動が前進するのを阻んだのである。

そうした中で、1936年に共産主義者は人民戦線の文脈の下に、権力の連合に参加する。かれらは、資産に対する累進税を守ることに努めた。ところが議員の大半は、ラディカル派が大多数を占めていたにも拘らず、この租税案を拒絶する。かれらはまさに、社会主義革命におけるトロイの馬と化したのである。そうした租税の制定が実を結ぶのは、最終的に1981年まで待たねばならなかった。そこでは大統領選に続いて、社会党と共産党の過半数により同税の案が採択される。それは、「大きな財産に対する課税 (impôt sur les grandes fortunes, IGF) と称された。このIGFは、1988年の大統領選後に「財産に対する連帯富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune, ISF)」と名称変更されながら、大きな資産の所有者に対する累進税が確立されたのである。しかし2017年の大統領選後、フランス政府はISFに代わって「不動産の財産に対する課税 (impôt sur la fortune immobilière, IFI)」を設ける。これにより、金融資産の運用に対する課税は完全に免除された。ということは、今日の一層大きな資産のほとんどすべてが税金を免れたことを意味する。こうした経緯の中でピケティは、IGFとISFの精神を保持しなければならないと訴える。この点は後に再論することにした。

ところで、米国と並んでアングロ・サクソン諸国を代表するイギリスではどうであったか。実はイギリスでも、資産に対する累進税が、ウィルソン (Wilson) からキャラハン (Callaghan) に引き継がれた労働党政権で採用されることは

なかった。(pp.667-668)しかし労働党はそもそも1950-1960年代に、所得と遺産に対する累進税に基づく租税システムは、所有権に対する年々の、かつまた累進的な課税によって完成されると結論づけていたのである。それは公正と効率によるとみなされた。実際に1974年の選挙で勝利した労働党のプログラムは、より高い資産に累進税を課すことを目指した。ところがそれは、財務省の嫌悪感、オイル・ショック、インフレーション、並びに通貨危機に直面し、結局そうしたプロジェクトは放棄される羽目に陥る。

すでに示したように、イギリスはもともと米国と並んで、所得と遺産に対して累進性の強い租税システムに達した国である。しかし他方で、資産に対して年々の累進税を設けることは決してなかった。それどころか、住宅に対する地方税はとりわけ逆進的であった。ただし、不動産取引に対する課税については、累進的な租税システムが採用された。これは、労働党政権が導入したものである。保守党はもちろん、それに対して強く反発する。ピケティは以上の歴史的事実を踏まえながら、不平等の増大、資産の高度な集中、さらには多数の人々の所有権に対するアクセスの困難という状況の下で、資産に対する課税の一層累進的なシステムを発展させる必要があると唱える。

最後にドイツと北欧を取り上げてみよう。(pp.668-670)かれらの大半は、所得と遺産に対する租税の累進性という点で、米国やイギリスとそれほど変わらない。ただし、これらの租税システムが、資産に対する年々の累進的なシステムを組み入れることで非常に早く達成されたことは間違いない。資産に対する年々の累進税は、1893年にプロシアで設けられた後にドイツ全体に一般化され、それは1919-1920年に連邦税と化す。またスウェーデンでも、1911年に資産に対する累進税が制定される。そして、オーストリア、スイス、ノルウェー、デンマークにおいても、ほぼ同じ時期に同様の税が課された。

しかし、これらの資産に対する課税が演じる役割は、所得に対するそれよりはるかに小さいものであった。とくにそうした租税は、先に示した諸国のうちスイスとノルウェーを除いて廃止されてしまった。それは一面で、欧州諸国間の租税競争と結びついていた。同時にそのことは、アングロ・サクソン諸国の「保守的革命」と旧ソ連の崩壊という文脈の中で遂行されたのである。

そこでピケティは、ドイツや北欧諸国において資産に対する課税がどうして廃絶されるに至ったかを、歴史的事実に即して考察する。(pp.669-670) そうした課税はそもそも、第1次世界大戦以前の金本位制という状況の中で設けられた。そこでは、インフレーションは生じないという前提がある。ところが、大戦後の非常に強いインフレーションによってその前提が崩れてしまった。これにより、資産に対する比例的な租税システムが問題とされた。ドイツはこうした事実によりながら、ついに1977年に資産に対する課税を憲法裁判所で撤廃する。それは、課税の前の平等を尊重するためであった。

さらにピケティは、近年の銀行危機が北欧諸国の政治イデオロギーの変化に対して演じた役割について、スウェーデンを例としながら論じる。同国の主要な銀行は、1991-1992年の危機によって倒産した。このことにより、スウェーデンの社会・財政モデルの行き過ぎが問題となる。より一般的に言えば、グローバル金融資本主義が進む中で同国経済は、大きな脆弱性を抱えているという感情が呼び起こされたのである。そこでスウェーデンの社会-民主主義政党は、1932年以来初めて自由主義による利益を考慮する。かれらは、1991年から個人の利子に対する課税を廃止すると共に、資産に対する累進税を大きく減少させた。この累進税は結局、2007年に自由党によって廃止される。実はその2年前に、社会民主党も相続税を撤廃していたのである。これらのことは、欧州における租税競争を強く意識した結果であった。スウェーデンを特徴づけてきたはずの平等モデルは、ここにきて大いに制約された。それは、財政政策の根本的な再方向付けが不平等の効果を与えることを意味する。かれらの社会-民主主義は、社会的に有利なカテゴリーにますます引き付けられる一方、伝統的にそれを支えてきた庶民から一層遠のいたのである。

ピケティは以上のように、ドイツとスウェーデンを例とした分析を通して、そこから歴史的教訓を引き出す。(pp.670-671) 社会-民主主義は、それが成功したにも拘らず、過去数十年間に知的で組織的な数多くの制約に直面する。それらとはとくに、社会的所有権、教育に対する平等なアクセス、国民国家の止揚、並びに所有権に対する累進税などで表される。こうした中で、最近の事象は社会-民主主義に一層大きな問題を投げかけた。一方で、資産の不平等の増大は

当然に、新たな租税の累進性を促す。他方で容赦のない租税競争は、累進税について言及しないことを正当化させる。後者が、不平等の進展を悪化させるリスクとなるのは言うまでもない。実際に、所有権に対する累進税を冷静に議論するのを拒むことは、非常に危険な政治的選択になる。

ピケティは、これらの点を念頭に入れて次のように警鐘を鳴らす。(p.671)
「すべての人間社会の歴史は、富と所有権の再分配に関して、最大多数の人々が受け入れることのできる公正な規準を追求してきたことを示している。それは、すべての時代と文化で見出せる。この公正さこそが、教育と情報のレベルが上昇することに応じてますます説かれねばならない。そのために過去の経験と議論を取り上げ、それらを乗り越える必要がある。もしもこのことを拒絶するならば、我々は租税のかつまた社会的な連帯のプログラムに対して抱く望みを失うことになる。」我々は、この警鐘に耳を傾けなければならない。

6-3. 所有権と政治的抗争

ピケティはさらに、政治的な次元に話を進める。この作業はまた彼にとって、不平等体制を確認すること、及びその超克の手段を探究することを意味した。そこで最初に、前者の問題がフランスを事例としながら検証される。

ピケティはまず、マクロン (Macron) 政権は「ブルジョアのブロック」を築き上げたとみなす。(p.922) これは、左派のエリートと右派のビジネスの両立を可能とした。事実、社会学的な観点からすれば両者の連合が、最も高い資格・所得・資産を再グループ化したことは疑いない。こうした新しい連合が、「進歩主義者」として出現する。かれらはナショナリストに反対すると同時に、グローバリゼーションと欧州建設を否定することも拒んだのである。

ピケティは、マクロン政権の基本的針路を以上のように捉える。彼のこうした見方に筆者は全面的に賛同する。フランスでは長い間、2つのフランス、すなわち富裕なフランスと貧困なフランスがつねに存在してきたと言われる⁷⁾。この社会分裂は今日、危機的状况にある。そうした中でマクロンの政策方針は、明らかに富裕者を有利とする右寄りのものであった。当時のアンケートは、マクロンに投票した有権者の4割弱がそう答えたことを示している。マクロンの

政治的ポジションは、エリートの側に一層傾いた。彼が「金持ちの大統領」と揶揄されたのはそのためである。

一方、マクロンのライバルと称される極右派の M.ル・ペン (Le Pen) と当時の国民戦線 (FN) の動きはどうであったか。かれらにとって、新たな抗争はグローバリズムに反対することであった。これはまさしく愛国主義に基づいていた。そこでル・ペンは、超資本主義的なグローバリゼーションの脅威から庶民階級を守るという姿勢を打ち出す。2017-2019年に、FN が連帯富裕税 (ISF) の維持・再建を訴えたのはその証左である。しかし、ここで注意すべき点は、ピケティも指摘するように、かれらがその数十年前には累進税の撤廃を擁護していた点であろう。

FN は確かに、かつてのイメージを払拭しようと努めた。かれらは、社会的ポピュリズムの考えを表明する⁽⁸⁾。労働者階級を含めた庶民階級の一定層が、ル・ペンと FN を支持したのもそのためである。それはまた、フランス社会における富裕層と貧困層の間の分裂を色濃く映し出していた。しかし、FN が真にそうした庶民階級に寄り添う姿勢を貫けるかと言えば、それは甚だ疑わしい。結局かれらは、1つの「政治的企て (entreprise politique)」を図るにすぎないのではないか。それゆえ FN は、政治的権力を獲得するために闘う集団と化すのではないか。そう思わざるをえない⁽⁹⁾。筆者はこの点で、ピケティの見解を支持したい。

一方ピケティは、マクロン政権が2017-2018年に提示した燃料税 (炭素税) の引上げにも厳しい目を向ける。(pp.924-925) それは、実際には連帯富裕税の廃止によって生じる税収の不足分を埋め合わせるためのものにすぎず、環境改善を目的とするものでは全くない。彼はこうして、同税の引上げを偽善そのものと非難する。燃料税の引上げは、あの「黄色いベスト」運動勃発の引金となったものである。筆者も拙著の中で、同税のほとんどは財政赤字の補填に向けられ、環境保護対策に回される分は全収入の20%にも満たないことを指摘した⁽¹⁰⁾。この租税政策が最終的に、黄色いベスト運動による極めて激しい抗議により撤廃されたことは、それが庶民階級の意向をいかに無視したものであったかを如実に物語っている。

他方でピケティは、フランスの一般の人々における欧州建設に対する姿勢を注視する。(p.925) マクロン政権の下で、より裕福な人々に対する課税の低下が正当化された。それはまた、かれらに利益となるような欧州をつくることを目指すものであった。その結果、フランスにおける中流階級と庶民階級の間で反欧州感情がますます強められた。彼はこのように捉える。この点も筆者の認識と共通する。筆者は拙著で、フランスの一般市民による租税政策への猛反発は、たんにフランス政府に対するものだけではなく、欧州(EU) そのものに対するものでもあることを強調した⁽¹¹⁾。

ところで、そうした欧州建設の基本的方向は決して目新しいものではない。ピケティはこう唱える。(p.925) それはすでに、資本移動の自由化という原則で表されていた。そこでは、共通の課税に関する規制がない。また、金融資産に関する情報交換もない。こうした自由競争の原則、したがって富裕者と大企業を優遇する原則に基づく欧州建設が、人民の強い反感を招いたのである。この点はフランスでは、マーストリヒト条約(1992年)と欧州憲法条約(2005年)の批准をめぐるレファレンダム(国民投票)で鮮明に表された。(pp.925-927)

1992年のレファレンダムは、単一通貨であるユーロの設定を主たる目的に行われた。その結果は、賛成が51%で反対が49%であり、両者はほぼ拮抗していた。複数のアンケートでは反対がむしろ上回っており、最終的に大統領の声明が勝利を導いたにすぎない。選挙後のアンケートにおいても、全体の30%に当たる、より高い学歴・所得・資産の持主が大いに賛成する一方、全体の60%に相当するそれらの低い人々は反対であることが示されている。では、欧州憲法条約をめぐるレファレンダムではどうであったか。ピケティは、同条約において社会的前進は何もなく、それはただ欧州連合の機能を神聖化するだけとみなす。(p.926) そこでは依然として、自由で歪みのない競争、資本・財・個人の自由移動、並びに財政に関する一致した原則が謳われているにすぎない。実質的な刷新はそれゆえ全くない。その結果、フランスの人々の55%が同条約の批准に反対した。とくに賛成したのは、全体のたった20%に相当する人々、すなわちよりより高い学歴・所得・資産の持主であった。

このようにして見ると、1992年と2005年の国民投票結果は、フランスの非常にはっきりとした階層構造を表していると言ってよい。それは、学歴・所得・資産の次元をめぐって露呈した。ピケティはこのように断じる。(p.927) 彼は、中道左派と中道右派のより恵まれた階層を「バラモンの左派とビジネスの右派」と称す。そしてかれらこそが、欧州建設を進める立役者となる。両者はまさに、2017年の「ブルジョアのブロック」を形成する以前から、政治のレベルですでに連合していたのである。そうだとすれば、より広い意味での庶民階級と欧州の間で乖離が生じたのは当然であろう。これは、欧州建設におけるいわゆる「民主主義の赤字」を表す。このことが、社会危機としての欧州危機を引き起こした。筆者もこの点をかねてから指摘してきた⁽¹²⁾。

では、欧州の一般市民とりわけ底辺の庶民と欧州建設はどうして分断されたのか。ピケティはこの点を、租税政策の観点から論じる。(pp.927-928) 彼はまず、欧州の単一市場は実は、最も力のある経済アクターに対して、かつまた最も恵まれている社会グループに対して大きな恩恵を与えるものであると認識する。実際に欧州諸国間の租税競争は、移動のより可能な経済アクターに対して有利な租税を課す。このことは、それほど裕福ではない人々を犠牲にする。一方、「進歩主義」のエリートは、そうした人々は非理性的で自発的なナショナリストとみなす。ピケティは、この見方は到底受け入れられないと考える。なぜなら、貧困者のナショナリズムは決して自発的ではないからである。彼はこうして、EUが社会的公正に基づく政策を目に見える形で打ち出さない限り、庶民階級と欧州建設の激しい分断状況を終息させることはできないと唱える。筆者は、この主張に全面的に賛同する。

ところで、2005年の欧州憲法条約は、2007年のリスボン条約として復活した。これはフランスでは、レファレンダムを経ずに議会で決定された。この点こそまさしく、一般市民と欧州の断絶を明白に表している。そこでピケティは、その後の動きをフォローしながら、この問題を追究する。(pp.928-930) まず、2012年の大統領選挙で社会党の候補者であったF.オランド(Hollande)は、経済成長を強調して社会的支出の増大を訴えた。それは、財政赤字を厳しく規制する欧州財政協定の見直しを迫るものであった。このことがフランスの庶民階

級にアピールして彼は勝利した。ところがオランダのそうした要求は、欧州とりわけドイツにより斥けられ、むしろ逆に財政規律は一層強化されてしまった。彼はそれゆえ、彼に一票を投じた有権者をまさに裏切った。この点は筆者が先に拙著で論じたことである⁽¹³⁾。ピケティも同様の視点に立ちながら、オランダ政権の下でEUと庶民階級との溝が深まったことを指摘する。

次いで2017年の大統領選挙は、以上の点を一層明確にするものであった。勝利したE.マクロンの政権下で、欧州建設を自分達の利益のために利用する富裕者寄りの政策がとられたのである。ここでピケティは、フランス政府による2つの租税政策の転換を注視する。(pp.928-929) 1つは連帯富裕税 (ISF) から不動産資産税 (IFI) への転換であり、もう1つは、資本所得に対する累進税からそれに対する比例税への転換である。これらの政策転換は、欧州における競争力の強化という名目で施行された。それらが、より裕福な人々に対する課税軽減による利益の供与という考えの下で正当化されたことは疑いない。筆者も拙著の中で、マクロンが富裕者のための租税改革、すなわちかれらに対する課税の軽減を、税収の減少を犠牲にして断行したことを指摘した⁽¹⁴⁾。マクロンはまさに、金持ちのための租税政策を進めたのである。

一方、その後のアンケート (2018-2019年) において、フランスの非常に多くの人々は連帯富裕税の復権に賛同する意思を表明した。しかし、こうした市民の反応をフランス政府は無視した。かれらは富裕層と同じく、欧州を自分達の利益になるように利用することを試みる。その結果、ピケティの唱えるように、欧州統合に対する人々とりわけ裕福でない庶民階級のネガティブな感情が高まった。このような彼の主張は、筆者のそれと全く同じである。

さらにピケティは、以上のようなフランス政府の租税政策の背後に、もう1つの考えが潜んでいるとみなす。(pp.929-930) それは、金融資産が雇用を一層つくり出すように導くというものである。しかし彼は、この点は何の明白な意味を持たないと批判する。実際に金融証券取引の発展は、フランスで雇用を全然生み出さなかった。他方で今日の最大の資産は、ほぼ全て金融資産の形態をとっている。そうした中で、最も富裕な人々に対する連帯富裕税は廃止されてしまった。これによって、かれらの金融資産がますます増大するのは言うま

でもない。この点に関連してピケティは2つの大きな問題を提起する。第1に、連帯富裕税を免れるために大きな金融資産がフランスから流出するという見方は、何の根拠も持たない。第2に、仮にフランスから金融資産が流出することを想定しても、フランス政府はそうした行為を止めることができるし、またそうしなければならない。これらの問題提起は、実はピケティが黄色いベスト運動を支持する中で、マクロン政権を批判しながら導き出されたものである⁽¹⁵⁾。

ピケティはこうして、現在の欧州建設のあり方について次のように総括する。(p.932) 欧州建設を自分達の利益のために利用するこれまでの仕方は、より裕福な人々を有利とするようなバイアスを設けるだけである。それは危険であると言わねばならない。なぜなら、そのことは反欧州の感情と、公正な経済の可能性に対する幻滅の気持を高めるに違いないからである。彼のこうした警鐘は全く正鵠を射たものであると言ってよい。

6-4. 共同参加型社会主義と累進税

それでは、不平等体制の解消に向けた社会の将来ビジョンをどのように描いたらよいか。ピケティは、最後にこの点を考察する。1980年代の保主的革命、ソ連共産主義の崩壊、並びに新しいタイプの有産主義の出現、これらが21世紀初めに世界における所得と資産の集中をコントロール不能なレベルに導いた。彼はまずこのように認識する。(pp.1111-1112) そこで彼は、そうした現代の不平等体制としての資本主義システムを乗り越えるために、新しい社会主義のタイプが必要であると説く。それは、共同参加型社会主義と称される。そこでは、新たな平等のパスpekティヴが描かれる。それは、社会的所有、並びに教育・知識・権力の共有に基づく。そしてこのことを実現する上で、累進税が重要な役割を發揮する。ピケティはこのように唱える。

一方、そうした新しい社会主義システムとしての参加型社会主義が掲げる目標は何か。ピケティはそれを、社会的公正の達成に見る。そこで問われるのは社会的公正なるものの中味であろう。彼は、それが十分に明らかではないことを認めつつ一応次のように規定する。(p.1113) 「社会的公正は、メンバー全体が、最も広く行き渡れる諸々の基本的な財・サービスへのアクセスを可能にす

るものである。これらの基本的な財・サービスの中で、とくに教育、医療、選挙権、並びにより一般的には社会的、文化的、経済的、公民的、及び政治的な、生活の異なる形態に対するすべての人々の完全な参加が示される。社会的公正は、社会-経済的な関係、並びに所有権による利潤と所得や資産の分配を組織する。それは、それほど恵まれていないメンバーに対して、可能な限り高められた生存条件による恩恵を享受できるようにするためである。」ピケティは、社会的公正をこのように規定した上で、それを実現するために共同参加型社会主義という将来ビジョンを描く。(p.1115) それは、市民の参加と権力の分散を目的とするもので、超集権的な国家社会主義(旧ソ連や中国)と明確に区別される。同時にそれは、欧州における社会-民主主義ともはっきりと異なる。彼はひとまず、共同参加型社会主義を以上のように捉える。

他方でそうした共同参加型社会主義は、資本主義を止揚したものとならなければならない。その際に問われるのは、一体公正な所有権とは何かという点であろう。ピケティは、この問いこそが最も重要であると共に最も複雑であると考え。(pp.1117-1118) 共同参加型社会主義も当然それに答える必要がある。そもそも彼は、有産主義を1つの政治イデオロギーとして把握する。それは、私的所有権の絶対的防衛に基づく。資本主義は、この有産主義を深化・拡大したものである。それは大工業、国際金融、並びに今日のデジタル経済に至るまでの経緯を表している。要するに資本主義の基盤は、資本の所有者に経済力を集中させることに尽きる。ただし純粋な資本主義モデルは、様々な修正を経ながら私的所有権の概念を変化させてきた。それはとくに、法的かつ社会的なシステムと租税システムをつうじてである。すなわち、前者は所有者の力を制限する一方、後者は所有者の権利を削減する。そしてこの後者が累進税と結びつくことは言うまでもない。

ピケティは、所有権をめぐる問題を以上のように把握しながら、共同参加型社会主義を設立する上で軸となるものを提示する。(p.1118) 1つは、資本における真の社会的所有権を組織化すること。これは、企業内での権力を最もよく共有することに基づく。もう1つは、資本の一時的所有という原則を設けること。これは、大きな所有権に対する強い度合の累進税を課すことで促される。

それはまた、資本の普遍的贈与と財・サービスの恒久的循環を可能にする。この後者の軸こそが、ピケティの当初から唱えられてきたものである。

資本主義を止揚するために、所有権の無制限な集中を避けるにはどうすればよいか。この問いに対してピケティは、そのことを可能とする組織的な対策が重要であると提唱する。(pp.1112-1113) それには、遺産と所得に対する累進税が必要とされる。しかし、これらの2つの累進税は、歴史的経験から見て十分ではない。それは、所有権に対する年々の累進税によって完結されねばならない。これは、真の資本循環を保証させる上で中心となる手段である。最終的に所有権に対する累進税は、所有権の一層大きな循環と分散を保証する。一方、そうした遺産と所得に対する累進税は確かに、所得と資産に関する大きな不平等を減少させるのに貢献した。実際にこのことは、欧州、米国、日本などの主要先進資本主義諸国で展開されたのである。ピケティはこうした事実関係を認めながら、累進税の意義について次のように唱える。(pp.1134-1137) 累進税は不平等の軽減を図ると共に、選挙と政治の対立構造に関して大きな再編を招く。この累進税と反対に、資産に対する逆進税は、それほど大きくない資産に対して一層重い租税となる。結局、所有権に対して累進税が果たす役割は、資産に対する透明性の促進ではないか。このことが、社会的公正と連関することは言うまでもないであろう。

他方でピケティは、累進税を彼の提唱する共同参加型社会主義の枠組の中で論じる。(pp.1138-1139) 繰り返しになるが、共同参加型社会主義モデルを支える基本的な軸として、社会的所有権と企業における権力の共有、並びに一時的な所有権と資本の循環が設けられる。これらが、現実の私的所有権のシステムを止揚するのに必要であると彼は主張する。こうした提案は一見ラディカルに見えるが、実はすでに19世紀の終りから20世紀の初めにかけて実現した。それは、累進税の飛躍的な引上げとなって現れたのである。ところが、この動きは過去数十年の間に中断してしまった。一方、社会-民主主義はそうした租税プロジェクトを刷新しなかったと同時に、それを国際化することも怠った。そうした中でソ連型共産主義は崩壊し、このことが世界を無制限な規制緩和に導いた。1980年代以降、平等という大望は打ち碎かれたのである。しかし、2008

年の危機以来、新たな運動が展開される。それは、権力の共有に関する新形態と累進税をめぐる提案となって現れた。確かに、新有産主義というイデオロギーは今日活発に広がっているものの、そこには明らかに変化が見られる。とくに一時的所有権という考えが登場したことは、そうした変化をはっきりと物語る。それは、より大きな所有権、遺産、並びに所得に対する累進税によってこそ具現する。

ピケティは以上のように論じながら、累進税の意義をさらに次のように説く。(pp.1139-1143) 非常に強い租税の累進化は、急速な成長と共に進められるだけでなく、それは、社会的かつまた教育的な相対的平等に基づく発展戦略の重要な要素にもなる。そして、この累進税の復活は、一層大きな国際協力という枠組で行われねばならない。ここに、グローバル・レベルでの社会連邦主義を打ち立てるべき根拠がある。こうして彼は、累進的な租税システム、及び共同参加型社会主義の国際化(連邦化)を提唱する。

ところでピケティは、租税の累進化を確立するためには法的措置が必要であると唱える。(pp.1145-1150) これは憲法の改正を求める。憲法の中に、累進性の考えに基づく租税の公正に関する原則を提示することが重要である。それは、非逆進的な租税の出現を意味する。租税はより貧しい人々に対して、より豊かな人々に対してよりも税率を一層低くしなければならない。彼はこの点を強く訴える。ところが実際には、事態は全く逆に動いてきたと言ってよい。ピケティのそうした主張は、あのルソーの提唱したことにつうじる。ルソーは、フランス革命の起こる以前から、直接税と間接税の双方における累進化の必要性を唱えていたのである⁽¹⁶⁾。

では、ピケティは累進税の意義をどうしてことさら強調するのであろうか。それは、彼が所有権の分散という課題をつねに念頭に入れているからに他ならない。(pp.1152-1155) 累進税と正反対の逆進的な間接税(付加価値税のような)は、租税の負担を所有権のレベルに応じて共有させることができない。それは、民主的な透明性の観点から大きな限界を示す。社会的公正は先にピケティ自身が規定したように、基本的な財・サービスに対する普遍的なアクセスというロジックに基づく必要がある。それには、医療、教育、雇用、労使関係、

並びに高齢者に対する後払いの賃金（年金）、並びに失業手当などが含まれる。したがって、この社会的公正を達成するためには、所得と所有権の再分配全体を転換しなければならない。同時に、権力と機会も再分配されねばならない。それらは、たんに最低所得保障のレベルの話に止まらない。労働の公正な報酬、言い換えれば公正な賃金に基づく社会が強く望まれる。そこでは、賃金交渉、最低賃金、賃金規模、並びに賃金労働者の代表と株主の間での投票権の共有が、公正な賃金を設定するのに貢献する。そして最終的に、租税システムが極めて重要になる。それは、所得と所有権に対する累進税で表される。この累進税が、公正な社会に応じたレベルで所得格差を縮小するのである。それゆえピケティは、ベーシック・インカムがすべてを解決するという考えに異議を唱える。(p.1156)。それは、より大きな望みのある公正な社会全体をつくり出す一要素にすぎない。ベーシック・インカムに対するこうした見方は、実は彼の出发点となる著作から貫かれている⁽¹⁷⁾。ピケティはあくまでも、累進税を主軸とした財政の再分配政策を最重要視する。そして、この政策こそが社会的公正の確立と不平等体制の解消を実現させる上の決め手になることを、彼は執拗に唱え続けるのである。

7. 累進税の今日的役割 — 結びに代えて

以上、筆者はピケティが『資本とイデオロギー』で展開した議論を、不平等体制と累進税という2つのキーとなるテーマに集約させながら詳しくフォローしてきた。そこで最後に、本書で彼の主張した論点が、今日のコロナ危機に見舞われる世界でいかなる意味を持っているか、言い換えれば我々は本書から何を学ぶべきかを、フランスを事例としながら考えることにしたい。同時に、そのことが持つ学問的意味についても若干触れておきたい。

現在のコロナ危機が、前代未聞の危機として現れていることは衆目一致する点であろう。それはたんに人命の危機だけでなく、経済的かつまた社会的な危機を含めた複合的危機の様相を示しており、2008年のリーマン・ショック以上の大きなインパクトを全世界に与えていることも疑いない。こうした中で、不

平等体制はいかなるものと化したか。まず、この点をフランスの事例に即して見ることにしたい。

フランスでは2020年6月に、富裕者に関する報告書が不平等監視機関により発表された⁽¹⁸⁾。そこではまず、富裕者の規定が問題とされる。それは奇妙なことに定まっていないからである。同報告書では、メディアンの月額所得（2017年に1735ユーロ）の2倍に相当する3470ユーロ以上を富裕者とみなしている。これにしたがえば、500万人のフランス人が富裕者となる。ただし、そうした富裕者の中でも極めて強いヒエラルキーが存在する点に注意する必要がある。全体の0.1%に相当する最も富裕な人々の所得は、全体の1%に当たるそうした人々の所得の倍にも上る。しかも前者の所得は欧州全体で最も高い。さらに留意すべきことは、そうした不平等が所得についてのみならず、資産についてもはっきり示されている点であろう。フランスで290万の世帯（全体の約10%）が富の51%を所有する。富の所有は明らかに集中している。そして今日、資産は多様化を表す。その内訳を見ると、不動産が47%で最大である一方、株式等の金融資産も32%を占める。金融資産の保有率は、かつてよりも急速に上昇した。金持ちになるためには、より多くの株式保有が重要であるとみなされる。実際に、全体の0.1%に相当する最も富裕な人々の資産のうち、株式が86%までも占めているのである。

このようにフランスでは、所得と資産の両面における不平等が激しさを増している。そして銘記すべき点は、この傾向がコロナ危機の中で強まっている点であろう。伝統的に言われてきた、富裕層社会と貧困層社会という2つのフランスは、なくなるどころか一層明瞭になってきた。金持ちはますます金持ちになる。かれらと他の人々との格差はより広がる。富裕者階層は、中流階層からかけ離れた存在と化したのである。

こうした中で、コロナ危機の下に経済活動は停滞し失業は増大した。一体、誰がその影響を最も受けたか。言うまでもなく、庶民階級とりわけ低所得者である。事実、危機の最初の犠牲者は雇用不安にある人々、短期労働契約の人々、自営業者、並びに小さな仕事で生活している人々から成る⁽¹⁹⁾。かれらは所得もなく、また社会的保護も受けることができない。これに対して富裕者は、所得

と資産をますます肥やすと共に、仕事の面でも優位な立場を確立してリスクに晒されることがない。

このような、極めて不公平で理不尽な社会を、それこそより公正な社会に向けて建て直すためにはどうすればよいか。この点が喫緊の課題になるのは当然であろう。コロナ危機が進行する中で、実は2つの両極的な考えが今日のフランスで組織的に打ち出されている⁽²⁰⁾。1つは、経済的キャッチアップの加速に賛同する考え。これは、より多くの労働と賃金の低下の必要を主張する。もう1つは、危機の代償を最も富裕な人々に支払わせる考え。これは、マクロン政権の発足に合わせていち早く撤廃された連帯富裕税（ISF）の新たな復活に関する議論を呼び起こす。左派は国民議会で、同税の再建あるいは大きな財産に対する時限的で例外的な租税の必要を提案した。社会党議員は、このコロナ危機は、エリートが別格の存在であることを終らせるものであると唱える。また、最大の労働組合であるフランス民主主義労働同盟も、より富裕な人々の資本所得に対して大きな租税を課すべきと主張する。

一方、経済学者の中にもピケティ以外に、ISFの復活を正当とみなす学者が多く見られる。かれらの中には、フランスだけでなく欧州全体でISFのような累進税を課すべきとする論者もいる。そこでは、最も富裕なヨーロッパ人に対して1%の累進税を課することが提唱される。資産に対する累進税によって富裕者の所有する資金を回収することは、今回のパンデミックに対するそれこそ欧州の連帯を具現するものである。かれらはこのように訴える。こうした主張はまさしく、以上に見たピケティのそれにつうじるものであり、筆者も全面的にそれを支持したい。

では、フランスの人々の間でISFの復活はどのようにみなされているだろうか。2020年6月のアンケートによれば、かれらの大半がこの案に賛同していることがわかる。回答者の10人のうち7人までが、ISFの復活は効果的な経済復興手段になることを認めている。また富裕者による例外的な納税という考えに対しても、68%の人々が同意している。さらに、マクロン派の議員でさえ、それは当然であるとみなす議員もいる。何とマクロンを最も強く支えるはずの共和国前進の総裁R.フェラン（Ferrand）もその1人である。そして元マクロ

ン派の左派で与党を去り、新たにエコロジスト・グループを立ち上げた議員も、高い所得者による例外的な納税がフランスの多大な税収をもたらすと主張する。同時にかれらは、大企業の租税回避をなくすために諸国間の租税格差を解消すべきと唱える。この点は、ピケティが租税競争こそが公正な租税システムの達成を阻むとみなしていたことにつうじる。

このようにして見ると、フランスでは人々とりわけ経済困難にあえぐ庶民が、コロナ危機による諸々のリスクに晒されている中で、そうしたリスクに全く無縁な、否それどころか危機下にますます資産とくに金融資産を増やしている富裕者に対して、例外的な納税義務を強く求めていることは、全く正当なものと言わねばならない。ところが、こうした人民の要求とは裏腹に、フランス政府はそのような考えを受け止めるところか、逆にそれを拒絶する姿勢を示す。保守派の経済相 B.ル・メール (Le Maire) は、ISF の再建は、「純粋なデマゴギー」になると断じる。彼は、ISF は問題外であり、その廃止は投資家に対してよいサインを送るとみなす。この点で彼は、マクロンと全く同じ考えを表す。一方マクロン自身も、ここにきて ISF の復活に関する議論に加わるつもりはない。

確かに ISF の問題は、パリ・シヤンス・ポー (Sciences. Po.) の政治研究センターが指摘するように、フランス政治の中でくり返し議論されてきた。しかし今回は、コロナ危機の中で事態が大きく変わったことを認めて ISF を論じなければならない。実際に何十億ユーロもの支援金が必要とされるのである。そこではもはや、財政緊縮の指令は通用しない。同時に大きな収入の確保が最重要課題になる。それは果して、公債の発行だけで済まされるのか。この点が問われるに違いない。累進税の役割はいよいよ高まりつつある。こう考えるべきではないか。

他方で、この点に関連して現在たいへん興味深いことが起こっている。それは、ISF のような累進税に関する議論がフランス以外の国でも展開されている点である。この点は、何と保守的の革命を先導したイギリスで見られる⁽²¹⁾。イギリスはフランスと同じく、新型コロナウイルスの感染による大きな経済ショックに見舞われている。かれらは、2020年に巨大な財政赤字を生み出した。こうした中で B.ジョンソン (Johnson) 首相は、租税の引上げを図ることを示唆した。それ

には、財産に対する課税も含まれる。保守党の党首がそれを示したことはまさに、新自由主義のイデオロギーを振り回してきたサッチャー主義をここにきて終らせるものであると言ってよい。もちろん、そうした考えが議会ですんなりと受け入れられることはない。当面、与党も野党の労働党も、それを支持しない。ここで留意すべき点は、ピケティが強調したように、社会-民主主義を標榜するはずの労働党が累進税を含めた資産に対する租税の導入に賛同しないという点であろう。

では、イギリスの人々は累進税をどのようにみなしているか。実は、かれらの間でそうした税は必要という考えが根づいている。2020年5月のアンケートによれば、回答者のうち61%のイギリス人が、75万スターリング（85万ユーロ）を上回る財産に対して特別に課税することを支持している。それに反対する人はたった14%しかない。この点はフランスの場合と全く同じである。同時にイギリスの政治家の間でも、そうした考えに賛同する人の割合が大きくなっている。同アンケートで議員の72%が、そのような租税は現在の公共サービスを融資する上で必要と答えているのである。

このようにイギリスでも、コロナ危機の中で支援を促すために累進税を特別に課すことが望まれている。ここにきて累進税が、公正な租税システムの確立に対しては言うまでもなく、また公正な社会の建設に対しても非常に大きな役割を果たすことは間違いない。今こそ累進税の復権が声高に叫ばなければならない。経済・社会の原理はこれまで、新自由主義の旗印の下に専ら競争の原理に支えられてきた。今日、それは公正の原理に差し換えられる必要がある。これが行われぬ限り、コロナ危機から真に脱することはできないのではないか。そしてそうした原理の転換は他方で、学問の領域においても1つの大きな変化となって現れているのである。

今日、財政学の領域とりわけ租税の領域は、社会学者の新たな研究対象にますますなりつつある。少なくともフランスではそうである⁽²²⁾。それは、公正な社会とは何かを問うならば、租税システムのあり方が極めて重要な課題となるからに他ならない。こうした学問領域は財政社会学（sociologie fiscale）と称され、実際にフランスで盛んに研究されている。ごく最近にその成果を発表した

M. ボーシャル (Bauchard) は、財政社会学者は租税がもたらす社会現象に一層の関心を寄せる一方、租税改革で引き起こされる社会的闘争に注目すると指摘している⁽²³⁾。租税政策の1つの目的は富の再分配であり、それは平等を追求するものである。したがって租税改革がそれに反して行われるならば、納税者が政府に反逆するのは当然であろう。フランスで近年生じた「黄色いベスト」運動は、まさにその典型であった⁽²⁴⁾。

フランスにおける財政社会学を先導する1人のA. スピール (Spire) は、納税は法的義務としてだけでなく、社会契約の基盤にもなると唱える⁽²⁵⁾。それはまさに、納税者と公的権力との間で締結された関係の産物である。それだからフランスでは、第2次世界大戦後に納税が、再分配政策と社会的保護を支えるキーになる一方、それらは人々の支払う分担金で賄われた。それはまた、租税に関する公民精神に基づくものであった。そこで問われるのは、人々が納税に満足するかどうかであろう。かれらの間で租税の不正感が高まったとき、納税義務に反抗する社会運動が展開されるに違いない。そして累進税こそが、そうした運動を鎮めると共に、公正な租税システムと社会をもたらす上で極めて重要な役割を担うのではないか。財政社会学は、このプロセスを研究の対象にすると考えられる。この点に関する詳細な検討は、筆者の今後の課題とすることにしたい。

(注)

- (1) Piketty, T., *L'économie des inégalités*, Éditions La Découverte, 1997. 尾上修悟訳, トマ・ピケティ『不平等と再分配の経済学』, 明石書店, 2020年。
- (2) Piketty, T., *op.cit.*, p.20. 同訳32ページ。
- (3) Piketty, T., *op.cit.*, pp.66-72. 同訳106-116ページ。
- (4) 拙著『BREXIT—「民衆の反逆」から見る英国のEU離脱』, 明石書店, 2018年, 第3章参照。
- (5) 拙著『欧州通貨統合下のフランス金融危機』, ミネルヴァ書房, 2020年, 第5章参照。
- (6) Rousseau, J.-J., *Discours sur l'économie politique*, in Bernardi, B., dir., *Rousseau — Discours sur l'économie politique*, Librairie philosophique, J.Vrin, 2002, pp.72-76.
- (7) 拙著『「社会分裂」に向かうフランス』, 明石書店, 2018年, 336-338ページ。
- (8) 同上, 166-167ページ。
- (9) 同上, 184ページ。
- (10) 拙著『「黄色いベスト」と底辺からの社会運動』, 明石書店, 2019年, 19ページ。

- (11) 同上, 177ページ。
- (12) 拙著『欧州財政統合論』, ミネルヴァ書房, 2014年, 343ページ。
- (13) 前掲拙著『「社会分裂」に向かうフランス』, 83-84ページ。
- (14) 同上, 254-258ページ。
- (15) Piketty, T., “Le couleur de la justice fiscale”, in Confavreux, J., prés., *Le fond de l'air est jaune*, Seuil, 2019, pp.80-81.do., “«Gilets jaunes» et justice fiscale”, *Le Monde*, 9-10, décembre, 2018.
- (16) Rousseau, J.-J., *op.cit.*, pp.72-76.
- (17) Piketty, T., *L'économie des inégalités*, p.109. 同訳, 181-182ページ。
- (18) Rey-Lefebvre, I., “«Etes-vous riche ?» La réponse de l'Observatoire de inégalités”, *Le Monde*, 11, juin, 2020.
- (19) Madeline, B., “Les rang des plus aisés des Français ne se sont pas étoffés, mais leur fortune a grossi”, *Le Monde*, 11, juin, 2020.
- (20) Belouezzane, S., Carriat, J., Lemarié, A., Tonnelier, A., et Zappi, S., “Le débat sur La taxation des plus riches fait sont grand retour”, *Le Monde*, 11, juin, 2020.
- (21) Albert, É., “Au Royaume-Uni, imposer les plus fortunés redevient populaire”, *Le Monde*, 11, juin, 2020.
- (22) Bauchard, M., *Emmanuel Macron et l'imposition de la richesse*, L'Harmattan, 2020, p.7.
- (23) *ibid.*, p.18.
- (24) 前掲拙著『「黄色いベスト」と底辺からの社会運動』, 第1章参照。
- (25) Spire, A., *Résistances à l'impôt*, Seuil, 2018, p.7.